

2022

 CREDIT GUARANTEE CORP. OF MIYAZAKI
宮崎県信用保証協会

令和
4年度

宮崎県 信用保証協会の現況

ーディスクロージャー誌 2022ー

ごあいさつ

宮崎県信用保証協会
会長 武田 宗仁



平素より当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今年度も、当協会の業務内容や事業実績、経営計画等をご報告するためのディスクリージャー誌を作成いたしました。本誌を有効活用していただくことにより、おひとりでも多くの皆様に当協会や信用保証制度に対するご理解への一助となれば幸いに存じます。

さて、令和3年度の宮崎県内経済は、コロナ禍で大きな影響を受けている県内経済を活性化するために実施された「ジモ・ミヤ・タビキャンペーン」等の効果もあり、主要ホテルや旅館宿泊客数は令和2年度の大幅な減少からは少し改善する動きも見られました。また、当協会におきましても、これまで控えられていた創業案件の件数が増加する等、明るい兆しも出てきた様に思われます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の流行から2年が経過し、依然として感染拡大の収まりが見えず、加えて不安定な世界情勢による原油・原材料の高騰や円安等の影響も大きく波及しており、中小企業・小規模事業者の皆様の経営環境はより一層厳しさを増しております。

そのような状況下において、当協会は中小企業・小規模事業者のサポーターとして地域経済を支援すべく、令和3年4月には「伴走支援型特別保証制度」を創設、令和3年11月に設置した「原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を令和4年2月には「ウクライナ情勢」による影響を加えた特別相談窓口に拡充する等、中小企業・小規模事業者の皆様の経済活動の回復に向け尽力してまいりました。

また、コロナ融資の借入金の返済を予定されている事業者等への経営支援が本格化する中、今後の経営改善等を支援するため再構築した「宮崎県中小企業支援ネットワーク」をより効果的なものにするため、新たにワーキンググループを設置し、「協働事業」「相談事業」「研修・勉強会」の3つを柱として現在活動を行っているところです。

さらに、令和4年2月より一部金融機関との間において、信用保証書等の電子交付を開始いたしました。電子交付により、これまでよりさらにスピーディーな融資実行が可能となり、必要な資金が事業者の皆様により早く行き渡ることが期待されます。今後協会のデジタル化を積極的に推進することで、利便性の向上や業務の効率化に努めてまいります。

これからも中小企業・小規模事業者の皆様に寄り添い、信頼され必要とされる信用保証協会であるべく、社会規範やコンプライアンスの遵守を含め、公的信用保証機関としての責任を果たしてまいります。皆様におかれましては、引き続きより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年8月

CONTENTS

ごあいさつ

1. 宮崎県信用保証協会の概要	2
● 沿革、業績の推移	
2. 信用保証協会の役割	3
3. 信用保証のしくみ	4
● 信用補完制度 ● 信用保証制度 ● 信用保険制度	
4. 令和3年度事業報告	6
● 貸借対照表 ● 収支計算書 ● 財産目録 ● 基本財産	
● 令和3年度の主な取り組み	
5. 令和4年度経営計画	20
6. コンプライアンスについて	26
7. 個人情報保護宣言	28
8. 信用保証のご利用について	30
● ご利用いただけるお客様 ● 原則として保証を受けられない方	
● 保証の内容 ● 責任共有制度について ● 信用保証料について	
● 信用保証料に関するQ & A	
9. 主な信用保証制度の紹介	36
10. 近年の業務実績及び保証承諾統計	38
● 業務実績（5ヵ年分） ● 保証承諾統計（3ヵ年分） ● 代位弁済	
11. 役員・組織体制	45
● 役員名簿 ● 組織機構図	

(令和4年3月末時点)

沿革

昭和24年3月29日 社団法人宮崎県信用保証協会設立認可
 昭和24年4月16日 設立登記
 昭和24年10月25日 財団法人に組織変更
 昭和28年8月10日 「信用保証協会法」公布施行
 昭和29年6月28日 信用保証協会法に基づく宮崎県信用保証協会認可

根拠法律

信用保証協会法

目的

中小企業・小規模事業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、金融の円滑化を通じて、事業の健全な発展を支援する

基本財産

14,030百万円
 基金 7,148百万円
 基金準備金 6,882百万円

保証債務残高

件数 22,976件
 金額 219,303百万円

利用企業者数

14,432企業（前年比239先増加）

役員数

理事12名（非常勤9名）
 監事3名（非常勤2名）
 職員48名

事務所

本所
 昭和37年7月1日 都城連絡所開設
 （都城商工会議所内において、月1回の定期相談会を行っています。）
 昭和49年5月27日 新事務所営業開始（現在の店舗：宮崎市宮田町2番23号）
 昭和52年4月4日 延岡支所開設（延岡商工会館内）
 平成26年4月1日 延岡支所廃止（延岡商工会館内）

業績の推移

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保証承諾	34,849	200,651	25,777
保証債務残高	83,333	231,783	219,303
代位弁済	755	797	1,030
回収	345	411	389
収支差額	17	0	892
保証利用度	27.3%	40.8%	41.5%

シンボルマーク紹介



グリーンが宮崎県の雄大な自然を表し、「信用」の『S』が県内経済に幅広く浸透していくイメージをデザイン化したものです。

信用保証協会の目的

信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業・小規模事業者が銀行その他金融機関から貸付等を受ける際に、その債務を保証することを主たる業務とし、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする公的な保証機関です。

信用保証協会の理念

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業・小規模事業者に対し、公的機関としてその将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、金融相談、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

中小企業者等のために

信用保証協会は信用保証協会法に基づき設立された公的機関として、経営に真摯に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、金融上の公的保証人となって、中小企業・小規模事業者と金融機関とを結ぶ「架け橋」の役割を果たすとともに、中小企業・小規模事業者の経営の改善発達に係る助言その他の支援を行います。

金融機関とともに

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者に直接融資を行う機関ではありませんが、その公的保証人になることにより金融機関のリスクを軽減し金融の円滑化を図るとともに、中小企業・小規模事業者の経営の改善発達を促進するために、金融機関との連携を通じて、中小企業・小規模事業者の成長、発展を支援する役割を果たしています。

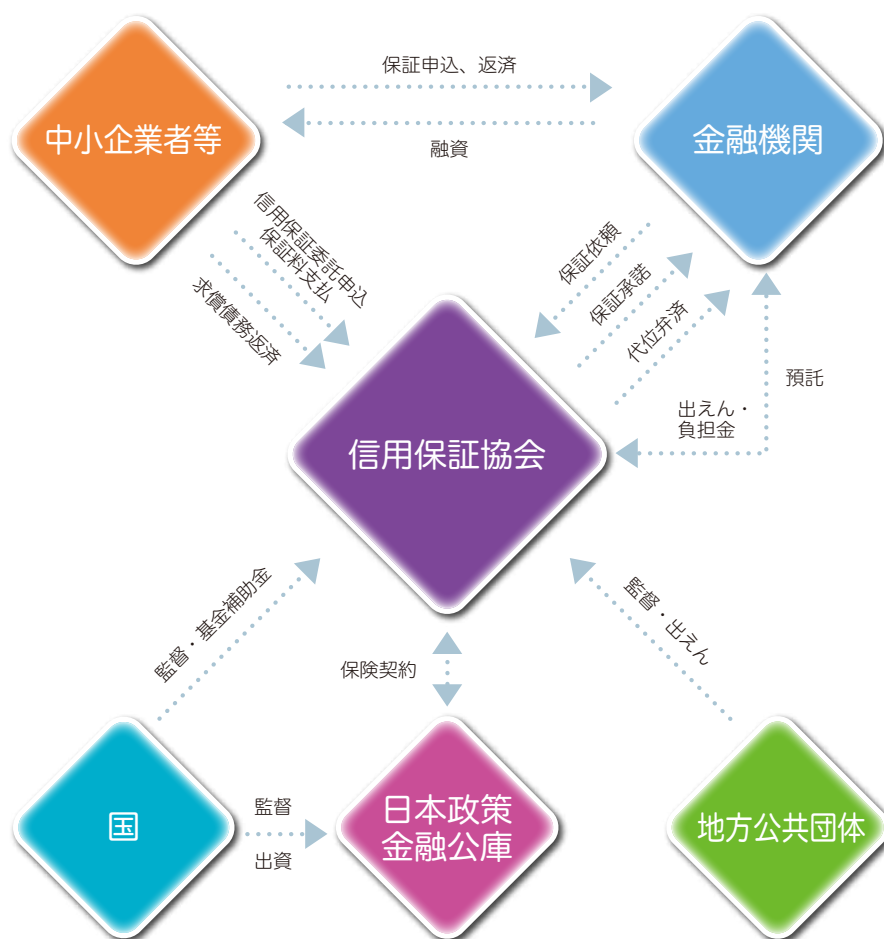
信用補完制度

中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関から融資を受ける際に、保証協会が公的な保証人となって借入等を容易にし、中小企業の健全な育成を金融の側面からサポートする制度が「信用保証制度」です。

この制度を強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は、日本政策金融公庫の保険によって保証協会が行う債務の保証（信用保証）について保険が掛けられている制度です。

この信用保証制度と信用保険制度の二つの制度を総称して「信用補完制度」と呼んでいます。この信用補完制度は、国の経済政策において重要な施策として機能しています。

【信用補完制度の概略図】



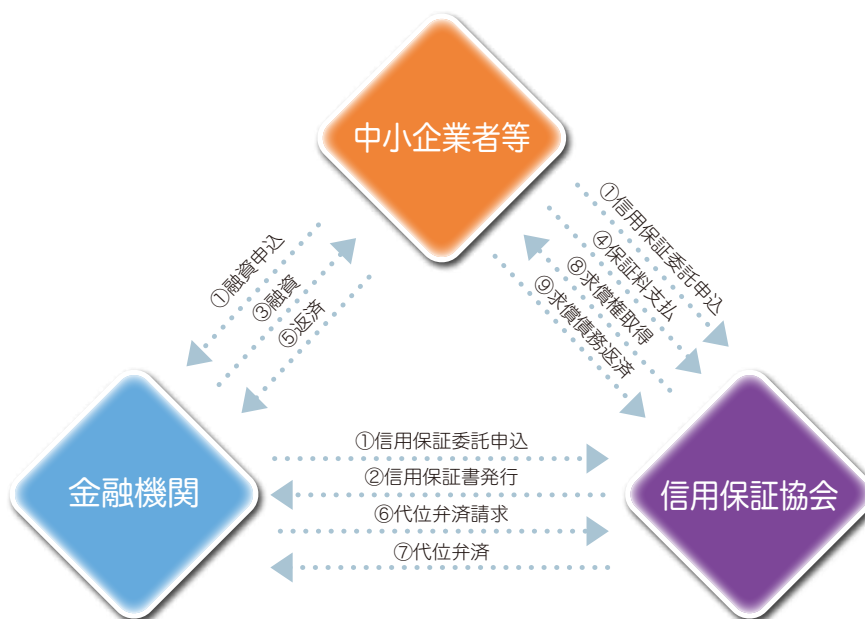
信用保証制度

信用保証制度の当事者は、中小企業・小規模事業者、金融機関、保証協会の三者です。

- ① 中小企業者等は、金融機関又は保証協会に保証の申込をします。
- ② 信用保証協会は、申込のあった中小企業者等の信用調査・審査を行い、信用保証が適当と認めた場合は、金融機関に対して信用保証書を発行します。

- ③ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者等に融資を行います。
- ④ 中小企業者等は、金融機関を通じて保証協会へ信用保証料をお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者等は、融資条件に従って金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業者等が何らかの事情で借入金のお金または一部の返済が出来なくなった場合、金融機関は当協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 当協会は、この請求に基づき中小企業者等に代わって借入金の残金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 当協会は、代位弁済により中小企業者等に対して求償権（債権）を取得します。
- ⑨ 当協会は、中小企業者等の立ち直りを支援しつつ、中小企業者等から求償権の回収を行います。

【信用保証制度の概略図】



信用保険制度

- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は当協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を保険金の受領割合に応じて、日本政策金融公庫に納付します。

【信用保険制度の概略図】

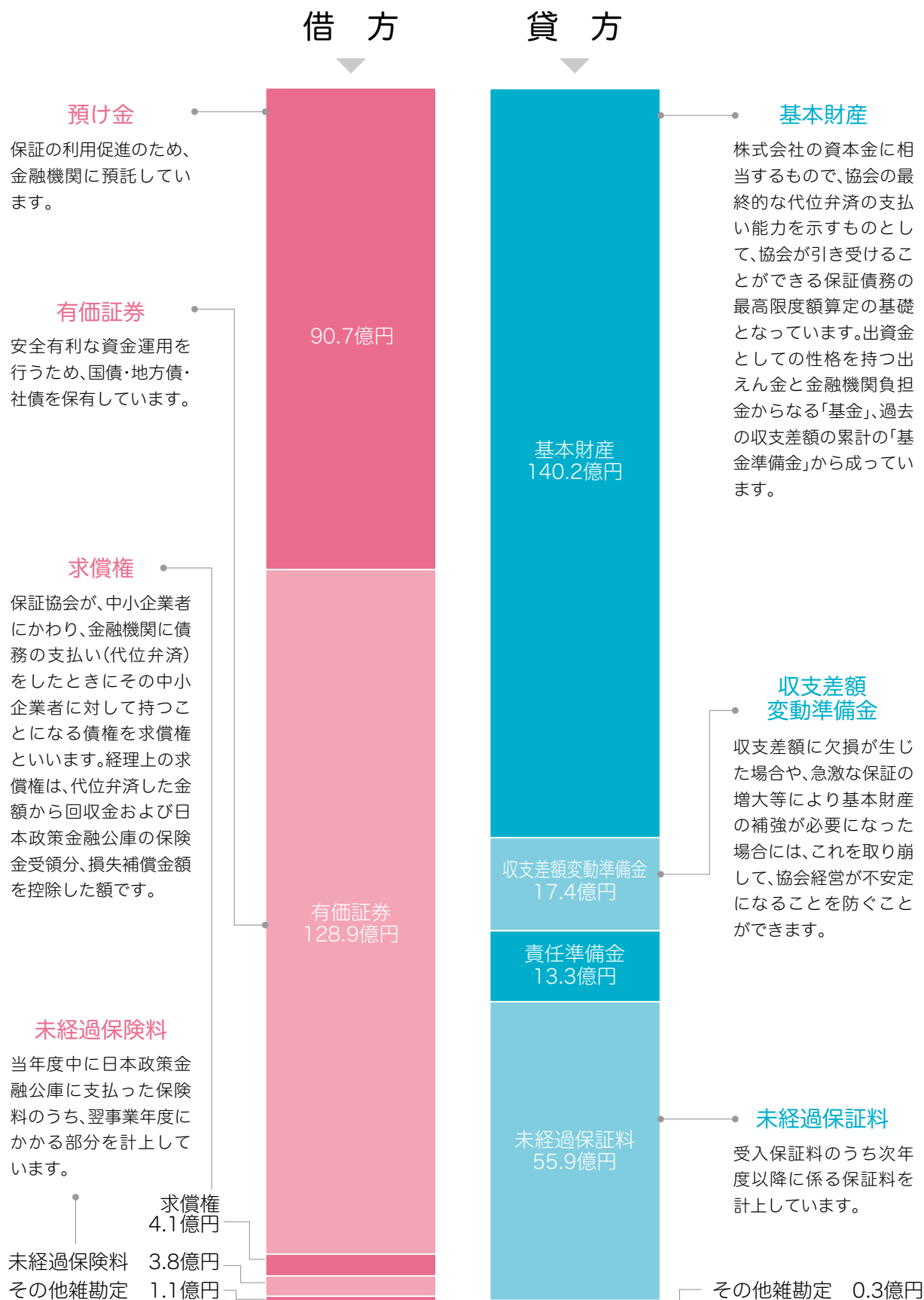


貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	基 本 財 産	14,029,742,152
預 け 金	9,072,728,946	基 金	7,147,909,000
金 銭 信 託	0	基 金 準 備 金	6,881,833,152
有 価 証 券	12,897,718,000	制 度 改 革 促 進 基 金	0
動 産 ・ 不 動 産	336,056,293	収 支 差 額 変 動 準 備 金	1,740,599,496
損 失 補 償 金 見 返	624,372,657	責 任 準 備 金	1,334,704,752
保 証 債 務 見 返	219,303,049,242	求 償 権 償 却 準 備 金	75,262,152
求 償 権	419,087,196	退 職 給 与 引 当 金	421,383,265
譲 受 債 権	0	損 失 補 償 金	624,372,657
雑 勘 定	507,195,497	保 証 債 務	219,303,049,242
仮 払 金	169,954	求 償 権 補 て ん 金	0
未 収 利 息	20,545,405	保 険 金	0
未 経 過 保 険 料	387,516,841	損 失 補 償 補 て ん 金	0
そ の 他	98,963,297	借 入 金	0
		長 期 借 入 金	0
		短 期 借 入 金	0
		収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
		雑 勘 定	5,631,094,115
		仮 受 金	330,412
		保 険 納 付 金	30,855,261
		損 失 補 償 納 付 金	7,014,336
		未 経 過 保 証 料	5,592,507,846
		未 払 保 険 料	386,260
		未 払 費 用	0
合 計	243,160,207,831	合 計	243,160,207,831

[貸借対照表の用語解説]

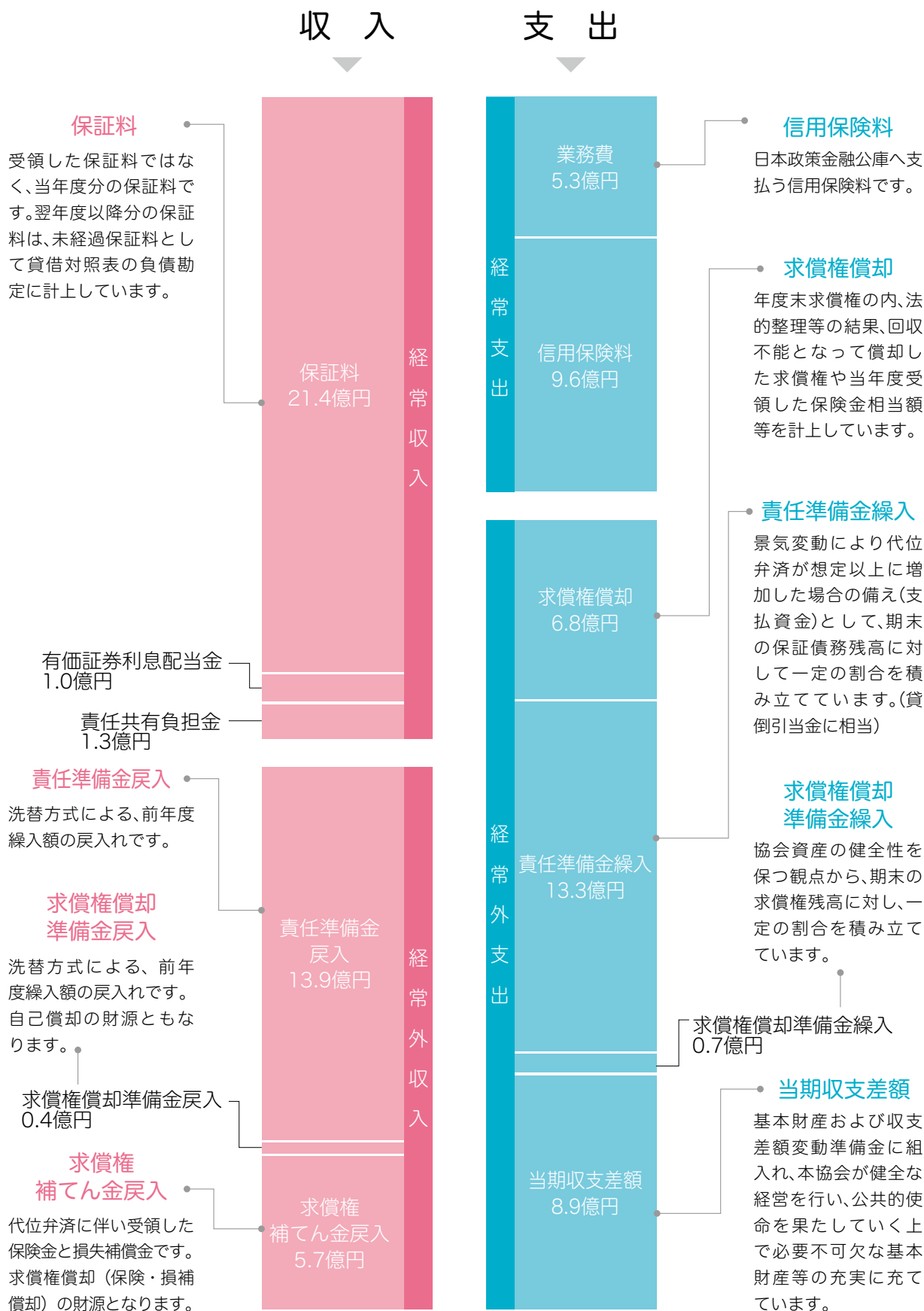


収支計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

収 入 の 部		支 出 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 入	2,417,717,217	経 常 支 出	1,494,693,271
保 証 料	2,146,585,273	業 務 費	533,163,340
預 け 金 利 息	3,066,260	役 職 員 給 与	301,962,549
有価証券利息配当金	105,868,802	退職給与引当金繰入	29,163,363
調 査 料	0	そ の 他 人 件 費	72,938,271
延 滞 保 証 料	0	旅 費	1,304,333
損 害 金	9,295,968	事 務 費	73,226,952
事 務 補 助 金	5,059,200	賃 借 料	13,961,896
責 任 共 有 負 担 金	137,114,000	動産・不動産償却	5,083,821
雑 収 入	10,727,714	信 用 調 査 費	3,369,560
		債 権 管 理 費	8,954,972
		指 導 普 及 費	14,225,313
		負 担 金	8,972,310
		借 入 金 利 息	0
		信 用 保 険 料	961,507,654
		責任共有負担金納付金	0
		雑 支 出	22,277
小 計		小 計	
		経 常 収 支 差 額	923,023,946
経 常 外 収 入	2,073,157,326	経 常 外 支 出	2,104,023,204
償却求償権回収金	53,675,136	求 償 権 償 却	684,179,827
責 任 準 備 金 戻 入	1,394,811,792	譲 受 債 権 償 却	0
求償権償却準備金戻入	47,717,608	有 価 証 券 償 却	0
求償権補てん金戻入	576,952,790	雑 勘 定 償 却	5,527,892
保 険 金	550,496,751	退 職 金	4,348,581
損失補償補てん金	26,456,039	責 任 準 備 金 繰 入	1,334,704,752
補 助 金	0	求償権償却準備金繰入	75,262,152
そ の 他 収 入	0	そ の 他 支 出	0
小 計		小 計	
		経 常 外 収 支 差 額	△ 30,865,878
		制度改革促進基金取崩額	0
		収支差額変動準備金取崩額	0
		当 期 収 支 差 額	892,158,068
		収支差額変動準備金繰入額	446,079,034
		基 本 財 産 繰 入 額	446,079,034

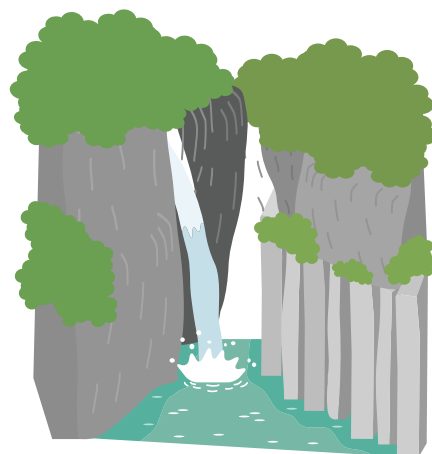
収支計算書の用語解説



財産目録 (令和4年3月31日現在)

(単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	責 任 準 備 金	1,334,704,752
預 け 金	9,072,728,946	求 償 権 償 却 準 備 金	75,262,152
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	421,383,265
有 価 証 券	12,897,718,000	損 失 補 償 金	624,372,657
そ の 他 有 価 証 券	0	保 証 債 務	219,303,049,242
動 産・不 動 産	336,056,293	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 金 見 返	624,372,657	借 入 金	0
保 証 債 務 見 返	219,303,049,242	雑 勘 定	5,631,094,115
求 償 権	419,087,196		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	507,195,497		
合 計	243,160,207,831	合 計	227,389,866,183
		正 味 財 産	15,770,341,648



高千穂峡

基本財産

基本財産とは

一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の40倍（定款倍率）と定められています。したがって、中小企業・小規模事業者の保証需要に安定して応え、当協会の使命を果たしていくためには、基本財産の拡充が重要となります。

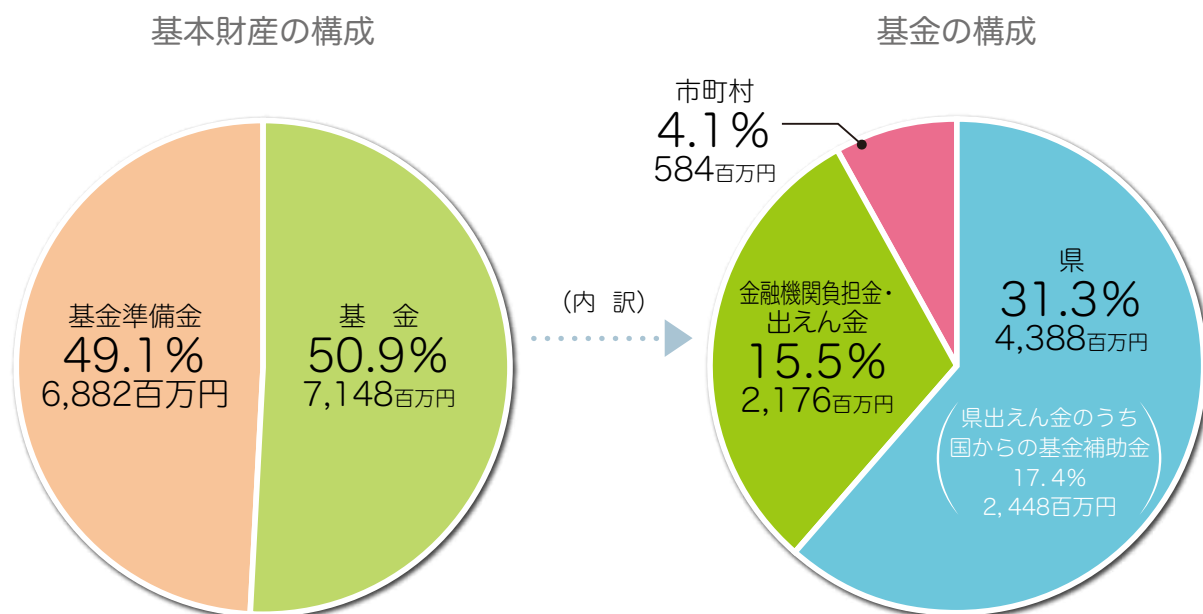
基本財産の構成

基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。

①基金は、県・市町村等からの拠出である出えん金と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳（令和4年3月31日現在）



（単位：百万円）

基 本 財 産			14,030	100.00%	
① 基 金			7,148	50.9%	
	地方公共団体出えん金	県	4,388	31.3%	
		(うち国からの基金補助金)		(2,448)	(17.4%)
		市町村		584	4.1%
	金融機関負担金・出えん金		2,176	15.5%	
② 基金準備金			6,882	49.1%	

令和3年度の主な取り組み

「宮崎県中小企業支援ネットワーク」会議

●令和3年6月7日

本会議は、コロナ禍での中小企業の今後の経営改善や事業再生支援の取り組みを強化するため、本年2月に再構築したもので、金融機関、商工団体、中小企業支援機関、士業団体など31機関、43名の出席をいただきました。

情報交換では、当協会経営支援部より「中小企業への資金繰り支援状況・みやざき経営アシストの取り組み方針について」と題し、令和2年度の新型コロナ関連貸付を含む保証実績、及びみやざき経営アシストを通じた個社支援に積極的に取り組むことについてご説明しました。

その他ネットワーク構成機関である宮崎県経営改善支援センターより「再生支援協議会・経営改善支援センターにおける対応」について、並びに日本政策金融公庫より「資本性劣後ローンによる支援」について具体的な事例の説明をいただきました。



●令和3年10月13日

令和3年度2回目となる標記会議には、金融機関、商工団体、中小企業支援機関、士業団体など31機関、54名の出席をいただきました。

意見交換では、当協会経営支援部より「信用保証協会における対応について」と題し、令和3年度の新型コロナ関連貸付を含む条件変更実績、及び同制度利用先に対するフォローアップ、経営サポート会議（みやざき経営アシスト）を通じた個社支援実績について説明しました。

その他ネットワーク構成機関である宮崎県弁護士会より「事業再生・事業承継における法務と弁護士による支援」について、並びに宮崎県商工観光労働部より「県新型コロナウイルス感染症に関する事業者支援（支援金等）」について説明をいただきました。また、ワーキンググループの設置について説明し承認を得て、参加については各機関での検討をお願いしました。

【「宮崎県中小企業支援ネットワークワーキンググループ」会議】

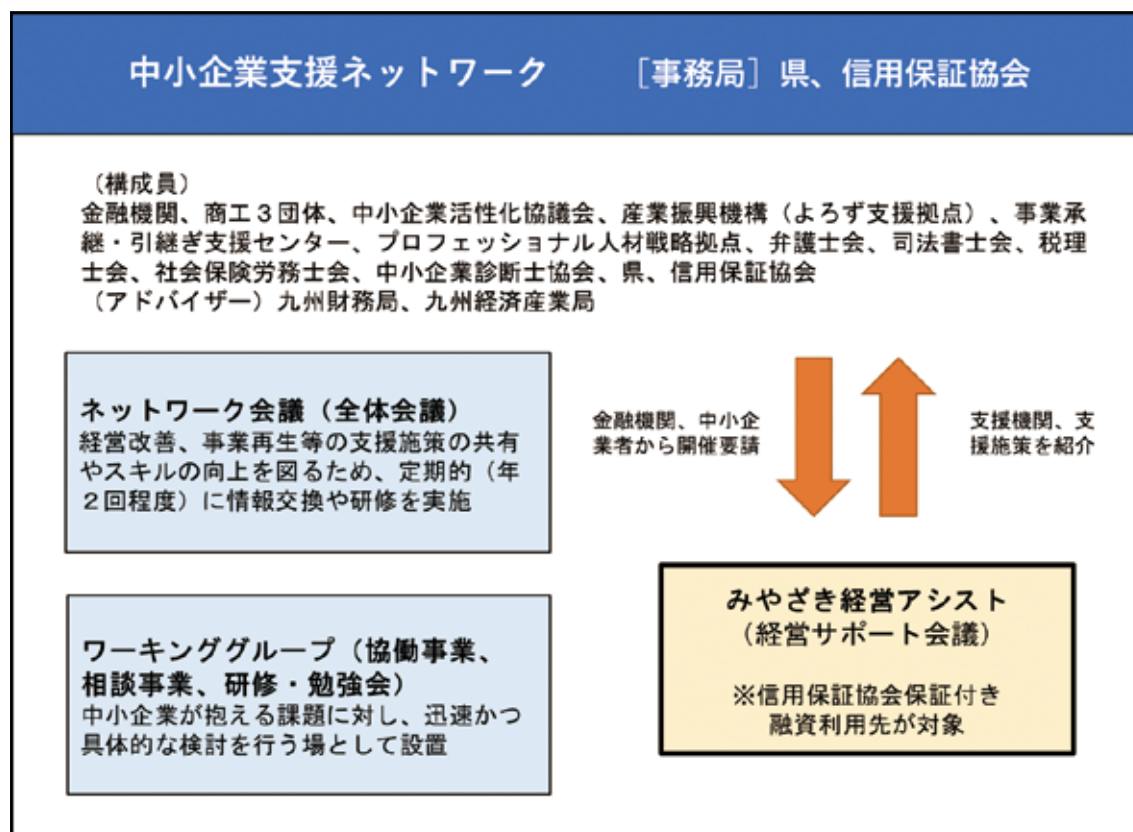
- 1回目：令和3年11月19日
- 2回目：令和4年3月16日

本会議は、昨年2月に再構築した「宮崎県中小企業ネットワーク会議」がより効果的に機能するため、昨年10月に新たに設置したもので、金融機関、商工団体、中小企業支援機関、士業団体など21機関の参加をいただいております。

1回目のワーキンググループ（以下、WG）会議では、今後取り組むべきテーマや理由などを3グループに分け意見交換を行い、2回目の会議では、WGでの取り組むべき活動方針を説明しました。



【中小企業支援ネットワークによる支援のイメージ】



宮崎県議会 新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会

令和3年10月19日、宮崎県議会新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会の調査に出席しました。この委員会は「コロナ禍における中小企業支援の取組と今後の方向性」について調査する目的として県議会議員10名で構成されており、当日は宮崎県中小企業再生支援協議会の4名とともに当協会役職員8名が出席しました。

当協会より、「令和2年度コロナ融資の実績と見えてきた課題」、「令和3年度支援の取り組み」、「中小企業支援ネットワークの取り組み」について報告を行い、宮崎県中小企業再生支援協議会より、同協議会の概要説明や新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール支援についての報告がなされた後、質疑応答が行われました。

委員の皆様からは、条件変更への対応や今後の経営支援の体制など、多くの質問を頂戴し、改めてコロナ禍における中小企業支援への関心の高さや当協会の責任の大きさを痛感したところです。



宮崎大学に保証協会職員を外部講師として派遣

●令和3年7月7日

▶地域資源創成学部3年生が対象「宮崎県信用保証協会について」

●令和3年7月26日

▶工学部大学院1年生が対象「技術経営とベンチャービジネス～現場から見た起業に必要なこと～」

上記2回の講義を実施し、合計で110名の学生に受講いただきました（リモート受講者含む）。宮崎大学と当協会は、平成29年12月に「地域の中小企業の発展並びに地域社会の発展に貢献していくこと」を目的として、業務連携に関する協定書を締結しています。以降は同大学にて「起業のためのHow Toセミナー」の開催や、「宮崎大学Weekly Work Café」への参加等により連携を図って参りました。講義形式は今回が初の試みとなりましたが、学生はみな真剣な表情で受講し、質疑応答でも活発な意見が飛び交う等、盛会のうちに終了しました。



●令和3年11月6日

▶宮崎大学「地域産学入門」トークセッション

令和3年11月6日、宮崎大学をはじめ県内4大学の学生計32名参加のもと、宮崎大学で行われた集中講義「地域産業入門」初回のうち、産学・地域連携センターの永山地域人材部門長をコーディネーターとするトークセッションに、宮崎銀行地方創生部田崎副部長とともに当協会より総務部企画情報課新名課長が参加しました。

「金融の現状や可能性について」をテーマとして、保証協会の役割や県内企業の保証利用状況、保証協会と金融機関の関わり等をはじめ、宮崎銀行が近年取り組んでいる農業ビジネスの分野まで幅広い内容で展開しました。

この講義では、その他にも「宮崎県の産業構造の魅力と課題」、「宮崎の一次産業の現状や可能性」、「ものづくり産業の現状や可能性」、「IT産業の現状や可能性」をテーマとして県庁や県内企業など各分野の講師陣による様々な情報やエピソードを聞くことができ、講師として参加した当協会にとっても大変有意義な時間となりました。



各種セミナーの開催

●事業承継セミナー

令和3年10月22日、当協会と連携協定を締結している宮崎県事業承継・引継ぎ支援センターと共催で事業承継セミナーを開催しました。

コロナウイルス感染拡大防止及び遠方のお客様を考慮し初のオンライン開催とし、事前アンケートで事業承継に関心を持っているお客様に案内文書を発送、当日は約10名のお客様にご参加いただきました。

セミナーでは宮崎県事業承継・引継ぎ支援センターの岡村統括責任者より「事業承継の勘どころ」と題して事業承継全般と第三者・従業員承継について、相良エリアコーディネーターより親族内承継支援の進め方についてお話いただき、当協会から事業承継に関する保証制度のご案内をいたしました。



●起業セミナー

令和4年2月2日、日本政策金融公庫により開催されたオンラインセミナー「ゼロから学ぶ！起業セミナー&交流会in宮崎」に、共催として、当協会より講師を派遣しました。

当日はセミナーに12名、交流会に10名参加のもと、日本政策金融公庫熊本創業支援センターの担当者がメイン講師となり、同公庫宮崎支店と当協会の岩本業務1課長が創業融資制度等の説明を行いました。

セミナー後の交流会では創業予定者の生の声を聞くことができました。どの予定者も少なからず創業に対する不安を抱えており、相談相手に求めていることを感じました。

●創業セミナー

令和4年3月4日、創業5年未満の経営者を対象にオンラインにてセミナーを開催しました。（主催：宮崎県中小企業支援ネットワーク事務局、共催：日本政策金融公庫宮崎支店、宮崎商工会議所）

99名からの申込があり、コロナ禍を乗り切るための資金繰り支援策を、県内10の中小企業支援機関から直接説明していただきました。

「複数の会場をオンラインで繋ぎ、各機関から直接説明してもらう」という初めての試みでしたが、当日の事務局を務めていただいた宮崎商工会議所の運営もあり、スムーズにセミナーを行う事ができました。



「1 dayお仕事体験会」を開催

令和3年12月13日、大学生を対象に「1 dayお仕事体験会」を開催しました。保証協会の概要説明、事務所見学、保証審査体験、先輩職員との座談会の内容で行い、大学3年生と大学院1年生の計2名にご参加いただきました。

先輩社員との座談会では、「仕事のやりがいとは」、「保証審査は難しいか」、「女性が働きやすい職場か知りたい」といった協会に関する質問から始まり、「保証協会を選んだ理由」、「地元宮崎を選んだ理由」など就職活動に関する話で盛り上がり、若手職員を相手に学生の緊張も和らいだ様子でした。

学生からは「これを機に保証協会についての知識を深めたい」、「保証協会が地域活性化に大きく影響を与えていることが分かった」との声をいただき、当協会としても開催の意義を感じました。



会議用タブレット端末の導入

協会内部で会議を行う際に使用するためタブレット端末を導入し、会議資料のペーパーレス化を実施しております。タブレットの活用により、資料を準備する手間が省け事務の効率化が図られることに加え、会議中の資料検索が容易になりました。今後も活用の幅を広げ、紙資源の節約で環境に配慮する取り組みを実施していきたいと考えております。



信用保証書等の電子交付

令和4年2月14日より、宮崎県内の5金融機関（株式会社宮崎銀行・株式会社宮崎太陽銀行・宮崎第一信用金庫・延岡信用金庫・高鍋信用金庫）において信用保証書等の電子交付を開始しました。

●概要

信用保証協会と金融機関の保証契約は、信用保証協会が信用保証書を金融機関へ交付することによって成立し、金融機関が融資を実行したときにその効力が生じます。

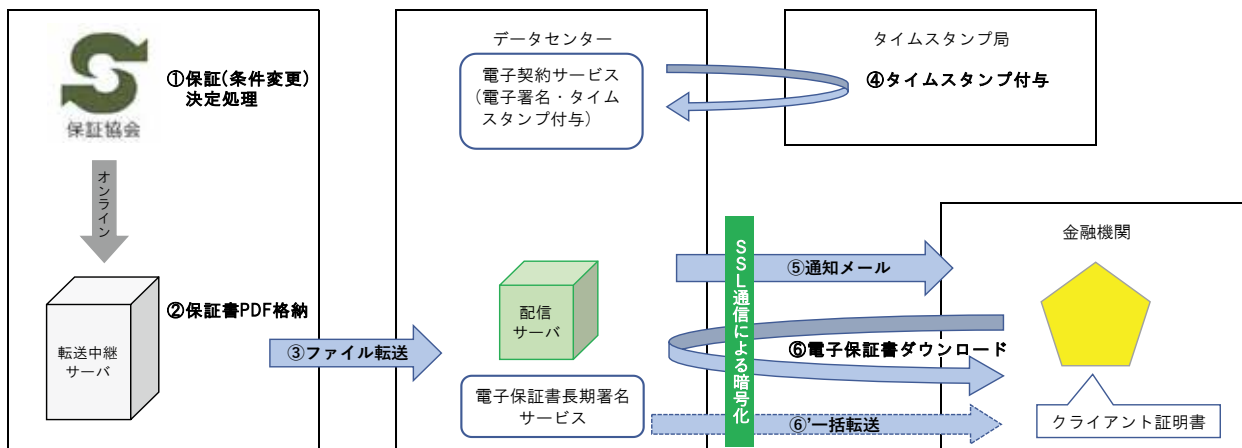
従来は、信用保証書等を専用紙に印刷し金融機関へ郵送していましたが、今後は信用保証書等を電子化し、電子署名・タイムスタンプを付与したうえで電子交付します。

●目的と効果

信用保証書等の電子交付により、金融機関に到着するまでの時間（郵送にかかる1～2日程度）が短縮されるため、スピーディーな融資実行に繋がります。

また、ペーパーレス化による信用保証書等の紛失リスクの低減や事務コスト削減等が見込まれます。

●システム概略図



経営支援

●みやざき経営アシスト

県内中小企業・小規模事業者の様々な経営課題を解決するため、平成24年7月、当協会が事務局となり「みやざき経営アシスト」を設立しました。資金繰りはもちろんのこと、事業者の皆さんが抱える経営にかかわる諸課題解決に向けた取り組みを行うため、事業者、金融機関、及び保証協会による経営サポート会議（みやざき経営アシスト会議）を開催し支援方針や具体策について協議。その上で保証協会が行う専門家派遣事業により経営内容の分析や経営改善計画の策定、及びそのフォローアップまで行うほか、必要に応じ金融調整会議の開催や連携する支援機関（中小企業活性化協議会、よろず支援拠点、各士業団体など）へ取り次ぎを行うなどし、最適な経営支援が受けられるよう活動を行っています。

なお、中小企業活性化協議会が行う経営改善計画策定支援事業により経営支援を受けた当協会利用先に対しては、係る費用に対する事業者負担（3分の1。3分の2は国による補助金で賄われる）の半分（上限20万円）を当協会が負担しております。

令和3年度は45回の経営アシスト会議を開催し、うち当協会の行う専門家派遣事業での支援が19件、中小企業再生支援協議会に取り次ぎ支援を行ったものが12件など

●専門家派遣事業

保証協会と取引を有する中小企業者・小規模事業者が抱える経営上の課題に対して、知識や経験を有する中小企業診断士などの専門家の指導・助言をメインとし、保証協会や金融機関も事業者と一体となって課題解決を図り、当該事業者の経営改善や事業の更なる発展を促進することを目的としたものです。

この事業は、国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金事業」の対象となっており、専門家派遣費用等の3分の1、ないしは2分の1については国の補助金で賄い、残りは保証協会が負担するため、原則として事業者の負担は生じません。

対象企業：当協会と保証取引を有す（創業資金のご利用予定先を含む。）企業

令和3年度実績54企業（内、経営診断書作成企業16先・改善計画書作成企業15先）

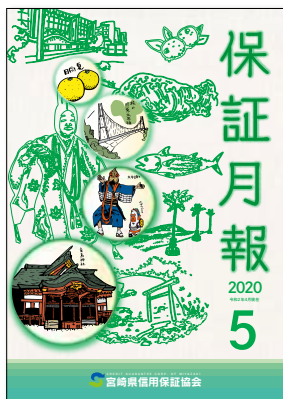
【専門家派遣事業のイメージ】



広報活動

(1) 保証月報の発行

当協会からのお知らせや統計資料等を掲載した保証月報を毎月作成し、関係機関に配布しております。



(2) 各種広告媒体の活用

信用保証制度の認知度向上のため、商工団体会報誌や中小企業テクノフェアへの広告等を活用し、幅広い広報活動に取り組んでいます。



(3) ホームページのリニューアル

セキュリティ面やスマートフォン対応等、使いやすさと見やすさを重視して、デザインを一新しました。

旧ページ

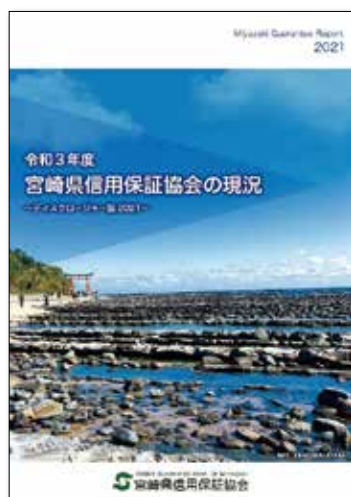


新ページ



(4) ディスクロージャー誌、信用保証のご案内等の作成

信用保証制度や当協会に対する理解を深めていただくため、業務内容や事業計画、信用保証のしくみや各種保証制度一覧を掲載した各誌を作成し、ご案内しております。



(5) ノベルティグッズの製作

信用保証制度普及促進のため、壁掛けカレンダー、卓上カレンダー、手帳、ボールペンを製作しました。



1. 経営方針

(1) 宮崎県の景気動向

本県経済の状況をみると、財務省九州財務局宮崎財務事務所の法人企業景気予測調査結果（令和3年10-12月期）における景況判断は「全産業で上昇超」となっているものの、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による本県独自の緊急事態宣言の発令及びまん延防止等重点措置の適用、さらに新たな変異株による感染状況の再拡大もあり、中小企業・小規模事業者の経済活動は大きく制限され、依然として厳しい経営環境となっている。

(2) 中小企業を取り巻く環境

新型コロナウイルス感染症の影響がすでに2年に及ぶ中、コロナ禍における実質無利子・無担保融資や、その後の返済猶予、持続化給付金などの補助金による資金繰り支援の効果もあり、県内企業の倒産や休廃業・解散の件数は低水準で推移しているものの、大きく膨らんだ借入金の約定返済を据え置いている事業者も多く、返済を開始するまでに収益の改善を図る必要がある。また、飲食業や観光業などコロナ禍の影響を大きく受けている業種は、特に注視する必要もある。中小企業・小規模事業者は、感染対策を講じながら事業を継続しつつ、急速に進むデジタル化など、時代の変化に対応することも求められており、加えて新分野展開や業態転換などの事業再構築を図ることも必要とされ、国や自治体も補助金などによって後押しする環境が整いつつある。

しかしながら、新型コロナの収束は未だ見えず、事業者が過剰債務を抱えた状態で「息切れ倒産」するケースが増加する可能性もあり、予断を許さない状況が続くものと懸念される。

(3) 業務運営方針

こうした状況を踏まえ、令和4年度はコロナ禍において厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者への経営支援を重要課題と位置付け、中小企業支援ネットワークなどによる側面支援、及び経営サポート会議や専門家派遣事業による個社支援によって、事業者の経営により踏み込んだ取り組みを実施する。また、国や県の融資制度を活用しての資金供給や返済緩和などの条件変更による資金繰り支援も並行して行う。

加えて、関係機関との連携を強化すべく、情報交換や情報共有を行う機会を継続的に設け、それぞれの動向や協会への要望などを把握し、分析や新たな取り組みの検討に繋げられるよう取り組む。

以上のような取り組みの成果をより確実なものとするため、当協会は人材育成や事務効率化、コンプライアンス遵守について、新たな取り組みも含めて積極的に実施する。

2. 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

新型コロナウイルス感染症に伴うゼロゼロ融資をはじめとする資金繰り支援に積極的に取り組んだ反動もあり、令和3年度は保証承諾件数・金額ともに平時を下回ったが、令和3年4月末には保証債務残高が過去最高額を記録し、現在も高水準で推移している。

そのような中、協会には中小企業者・小規模事業者の事業存続や成長に向けた支援に加えて、休廃業を抑制するための取り組みも求められており、通常の保証業務だけでなく関係機関との連携体制の再構築や事業者との接点を持つことで、経営課題の早期発見及び解決に繋げるための支援がこれまで以上に重要となっている。

さらに、アフターコロナに向けて本県経済の発展に寄与するためには、今まで以上に創業・事業承継への取り組みも重要である。

(2) 具体的な課題

- ①新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた資金繰り支援
- ②創業・事業承継に関する取組みの強化
- ③金融機関・中小企業支援機関との連携強化

(3) 課題解決のための方策

①新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた資金繰り支援

新型コロナウイルス感染症が収束の気配を見せない中で、中小企業者に対して直接訪問や電話などにより積極的に接点を持つことで、事業実態や多様化するニーズの正確な把握に努める。その上で、保証による資金供給や条件変更による返済緩和などにより、適切な資金繰り支援を引き続き行う。また、令和3年度に開始した信用保証書の電子交付を含めた信用保証業務のデジタル化に取り組むことで、業務効率化の推進だけでなく、利便性向上や手続きの迅速化を図る。

②創業・事業承継に関する取組みの強化

創業期の事業者に対しては、これまで同様保証申込時に直接面談を行うとともに、創業計画などを十分に確認する。さらに、保証後も一定期間のフォローアップを行うことで、創業後の業績や直面している課題などを把握する。また、各経営支援機関や教育機関が開催する創業に関連するセミナーなどに協会職員を講師として派遣し、受講者の創業意欲や知識の向上を図るとともに、職員の人材育成に繋がる取り組みとする。

事業承継を予定する事業者の意向を収集し、事業承継・引継ぎ支援センターなどの支援機関と連携した引継ぎ先の紹介や、一定要件で経営者保証が不要となる「事業承継特別保証」の情報を提供するなど、事業承継を円滑に進められる取り組みを実施する。

③金融機関・中小企業支援機関との連携強化

事業者の事業継続・成長には、金融機関や中小企業支援機関との連携が重要であり、引き続き関係構築に取り組む。可能な限り直接訪問しての情報交換や情報収集を重視し、様々なニーズを把握することで、効果的な保証制度の創設や提案、各研修会・勉強会に繋げるよう努める。また、県が創設する伴走支援型保証制度の利用を推進し、保証後も金融機関と連携して事業者に対する伴走型のフォローアップを行うことで、経営の安定を図る。

【経営支援部門】

(1) 現状認識

コロナ対策により借入金が大きく増加し、「据え置いた元金の返済開始が迫っている」「相談先が分からない」などの不安を抱えている中小企業・小規模事業者も多いものと予想され、そういった先に対する経営支援が喫緊の課題となっている。

そのため、令和3年度には宮崎県中小企業支援ネットワーク内に、事業者の問題解決に向けてワーキンググループを設置し、具体的な検討を開始した。令和4年度は分科会による検討を継続し、構成機関の強みや特徴を知る研修会・勉強会を重ねることで、ワーキンググループのさらなる充実を図る必要がある。

事業者に寄り添った個社支援においては、経営サポート会議（みやざき経営アシスト）を起点とした支援はもちろんのこと、再生支援協議会や経営改善支援センターとも連携を深めながら事業者の経営改善に向けて取り組む必要がある。

(2) 具体的な課題

- ①資金繰り支援の充実
- ②経営支援体制の充実
- ③個社支援の充実

(3) 課題解決のための方策

①資金繰り支援の充実

コロナの影響が長期化しているが、中小企業者の資金繰りは、条件変更などの対応により一応の落ち着きを見せている。一方で、過剰債務により返済の見通しが立たない事業者も増加しており、支援の時期を逸することのないよう金融機関や支援機関と連携し、オール宮崎での体制で、それぞれの機関の強みを生かした事業者支援に取り組む。また、チラシや新聞広告なども活用し、認知度向上を図ることで、中小企業者との接点を持つ機会を増やす。

②経営支援体制の充実

宮崎県中小企業支援ネットワークを効果的に機能させるために、ワーキンググループの活動として、構成機関と連携した相談体制の運営や、ビジネスマッチング・合同商談会、構成機関担当者の知識向上やスキルアップを図るための勉強会・研修会の実施により、具体的かつ効果的な事業者の課題解決に繋げる。

また、みやざき経営アシストについては、会議およびフォローアップを行う際にローカルベンチマークを提示することや、金融機関毎の個別相談会を設けることなどを通して、会議（対話）の充実を図る。

③個社支援の充実

協会が直接出向いて行う経営支援はもちろんのこと、今後もみやざき経営アシストによる個社支援を起点とし、経営者との面談を通して課題解決に向けたニーズを把握し、よろず支援拠点、経営改善支援センター、再生支援協議会、事業承継・引継ぎ支援センターなどの経営支援機関、または協会が行う専門家派遣事業など、課題や目的に応じた適切な支援の判断を迅速に行う。

専門家派遣事業の利用した事業者に対しては、フォローアップによって業績などを把握し、必要に応じて改善への支援を行う。

また、コロナ下においても途切れない経営改善支援を継続するため、引き続きWeb会議の活用や電話によるアプローチを行う。

【期中管理部門】

(1) 現状認識

新型コロナウイルス感染症の影響長期化により、今後返済緩和や代位弁済に至る可能性は高まってきている。コロナ関連制度の返済据置期間が終了する事業者も増えてきており、早期の経営支援が重要となってきた。また、元金返済の延滞発生時や事故報告書受付前の早い段階で経営支援に着手することも重要である。

(2) 具体的な課題

- ①事業者の実態に応じた経営支援の取り組み
- ②初期延滞先及び返済緩和先の経営支援強化

(3) 課題解決のための方策

①事業者の実態に応じた経営支援の取り組み

創業後間もない先に対して定期的なフォローアップを実施し、事業立ち上げ期に発生する様々な経営課題の解決に向けて共に取組むことで、早期廃業の抑制を図るとともに事業の成長や拡大に繋がられるよう、事業者に寄り添った支援を行う。

新型コロナウイルス感染症対応資金の利用者に対しては、金融機関からのモニタリング情報を基にして、実情に応じた適切な返済計画の提案などを行う。また、特に支援が必要な事業者を絞り、優先度を見極めながら企業訪問などを実施する。

②初期延滞先及び返済緩和先の経営支援強化

約定返済に延滞が発生した先については、取引金融機関への連絡などによって速やかな状況の把握に努め、引き続き延滞解消に向けた提案を行う。

感染症の影響長期化によりコロナ関連制度の返済据置期間終了後に延滞発生が増加する恐れがあるため、返済据置期間中に経営相談の提案や必要な情報提供を行うなど、親身な対応を心掛ける。

また、保証後初めて条件変更の申請があった事業者に対しても、早期に正常化できるよう金融機関や支援機関と連携しながら経営支援策を提案、実施する。

【回収部門】

(1) 現状認識

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることにより、今後は代位弁済に至る事業者が増加し、回収困難となるケースが増加することも懸念される。このような状況から、求償権においては効率的な管理・回収業務に取り組むことが重要であると認識し、回収見込みの早期見極めや、定期弁済を継続している関係人への一部弁済による連帯保証債務免除、事業を継続している事業者への事業再生を支援する取り組みなど、様々な手法を取り入れ、これまで以上に取り組む必要がある。

(2) 具体的な課題

- ①効率的な管理回収業務運営への取り組み
- ②事業継続先の再チャレンジに向けた取り組み
- ③回収見込みがない求償権への対応

(3) 課題解決のための方策

①効率的な管理回収業務運営への取り組み

求償権関係人へ直接訪問や面談、金融機関からの情報収集によって状況を把握し、それぞれの実態に即した回収方針を早期に決定することで、管理回収の効率化に努める。

求償権保証人による定期弁済が長期化し、完済の見込みがない求償権については、弁済者の現状など把握し「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」の活用を検討する。

②事業継続先の再チャレンジに向けた取り組み

今後代位弁済となる事業者においても、事業継続の状況によっては早い段階での「求償権消滅保証」の活用を提案する。また、代位弁済後も事業を継続している債務者に対しても、再チャレンジの目線で業況や課題の把握を行い、求償権消滅保証による再生支援に向けた提案を行う。

③回収見込みがない求償権への対応

定期的な求償権分類を行うことにより早期に回収見込みの見極めを行い、見込みがないと判断した場合には早急に求償権の管理事務停止・整理を進め、協会による求償権の管理負担の軽減を図る。

【その他間接部門】

(1) 現状認識

コロナ禍における協会による支援は、軸足が資金繰り支援から経営支援に移り、事業者の課題解決に向けて経営資源の集中と効率化が求められている。そのためには、従来の慣例にとらわれることなく抜本的な事務見直しを行い、効率化及び省力化を行うことが不可欠であり、その実現に向けた人材を育成することも重要な課題である。また、業務遂行を通じて組織の活性化を図るため、人事評価制度の導入についても検討を始める必要もある。さらに、職員が最大限に能力を発揮できるよう、生き活きとした職場環境づくりに努めることも重要であり、ワークライフバランスの実現に向けた取り組みを行う必要もある。

デジタル化の急加速など、協会を取り巻く社会環境は大きく変化しており、その対応として協会内でのデジタル化も推進することで、事業者の利便性向上や業務の効率化に繋げ、業務の質や生産性の向上を図る必要もある。さらに、自然災害発生時などの危機的状況においても、安定して業務を継続するために、事業継続計画（BCP）の検証と周知も引き続き充分に行い、より実効性の高いものとする。

公的機関としての役職員のコンプライアンスへの意識向上も重要であり、取り組みの充実を図る必要がある。

(2) 具体的な課題

<総務部門>

- ①人材育成による組織の活性化
- ②職員が働きやすい環境づくり
- ③抜本的な事務の見直しとデジタル化の推進

<企画部門>

- ①情報分析の充実・強化
- ②外部機関との連携強化
- ③広報活動の充実
- ④地方創生やSDGsへの取り組み

<システム部門>

- ①デジタル化の推進
- ②情報セキュリティ管理態勢の強化
- ③危機管理体制の強化

<コンプライアンス部門>

- ①コンプライアンスの遵守意識向上と不正利用防止への取り組み強化

(3) 課題解決のための方策

<総務部門>

①人材育成による組織の活性化

職員のキャリアや業務分野に対応した研修の受講による能力開発を、これまで同様推進する。また、協会の重点課題である経営支援に取り組む人材を育成するため、外部機関への出向や、中小企業診断士などの資格取得を推進するとともに、経営支援やデジタル化などの専門知識を有する人材確保にも努める。

経営計画遂行の円滑化や組織の活性化を図るため、人事評価制度の導入に向けて取り組む。

②職員が働きやすい環境づくり

新型コロナウイルス感染症の感染対策を含め、安心して執務できる職場環境づくりに努める。休暇取得や福利厚生の実施などの取り組みにより、ワークライフバランスの実現に向けた環境も整える。

③抜本的な事務の見直しとデジタル化の推進

総務事務の効率化を図るため、事務ルーティンを整理し、必要に応じて専門家の指導も仰ぎながら事務フローを見直し、デジタル化を推進する。

<企画部門>

①情報分析の充実・強化

コロナ禍で経営環境が大きく変化した事業者の状況を広く把握し、協会の取り組みに反映するため、情報収集とデータ分析を継続的に実施する。そのうえで、分析結果を保証制度の創設・見直しや経営支援の効果検証など、保証・経営支援部門における施策の実現に活用できるようフィードバックを行う。

②外部機関との連携強化

当協会の取り組みを円滑かつ効果的に推進するためには行政・金融・中小企業支援機関等との連携が不可欠であることから、これまで以上に情報交換や意見交換を密に行う。また、これまでに締結している連携協力協定を活かし、具体的な協働に繋げる。

③広報活動の充実

信用保証制度や当協会の取り組みに係る認知度の向上を図るため、ホームページや機関誌を活用して

事業者や関係団体にとって必要な情報の発信を引き続き行う。また、より効果的で効率的な広報を行うため、広告媒体の見直しについて検討する。

④地方創生やSDGsへの取り組み

信用補完制度・保証制度の理解を拡げるための大学等の学生向け出張授業や、地域課題を踏まえた保証制度の創設など、地方創生・SDGsに資する取り組みを自治体や大学との連携を図りながら推進する。また、協会内で研修を行うなど、まずはSDGsに対する理解を深め、意識向上を図る。

<システム部門>

①デジタル化の推進

財務諸表入力システムの更改による作業工数の減少により、業務の効率化を行う。また、承認プロセスの電子化、保証関係書類の電子的保管・管理に向けた検討を行う。令和3年度に開始した信用保証書の電子交付については更なる推進を行い、利便性の向上と業務の効率化を行う。

②情報セキュリティ管理態勢の強化

資産管理システムの導入により、セキュリティの強化とIT資産の適切な管理を行う。

③危機管理体制の強化

突発的な自然災害等に備え、業務運営に支障を来たすことがないよう事業継続計画（BCP）の見直しを適宜実施する。また、BCPの実効性を高めるため、訓練や内部研修を定期的実施する。

<コンプライアンス部門>

①コンプライアンスの遵守意識向上と不正利用防止への取り組み強化

コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員に対する法令遵守等の意識向上を推進するとともに、社会情勢で発生したコンプライアンス事象等を含めた通知を定期的に行い、法令遵守意識への向上に努める。また、不正利用者や反社会的勢力等に対しては、組織全体として対応を図るとともに、公知情報等を基に構築しているデータベースを活用し、警察等関係機関、弁護士とも連携し、引き続き一切の関係遮断に取り組むこととする。

3. 事業計画

(単位：百万円、%)

	金 額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保 証 承 諾	30,000	66.7	116.8
保 証 債 務 残 高	204,643	84.3	92.9
保 証 債 務 平 均 残 高	212,791	88.2	93.8
代 位 弁 済	1,500	107.1	145.6
実 際 回 収	300	100.0	80.2
求 償 権 残 高	420	211.1	100.0

宮崎県信用保証協会のコンプライアンスについて

信用保証協会は、信用保証制度全体に対する信頼の確立を目指すため、役職員一丸となって、コンプライアンスの実践に取り組んでおります。

「信用保証協会倫理憲章」を基本的な柱として、平成16年6月に「コンプライアンス・マニュアル」を策定。その内容は①コンプライアンスの実践に係る基本方針、②具体的な行動規範、③コンプライアンス体制と組織、④協会及び役職員が遵守又は注意しなければならない主な法律等、にて構成されています。

「コンプライアンス・プログラム」に基づく コンプライアンス態勢強化の取り組み

1. コンプライアンス・プログラムの策定は、理事会の承認事項としています。
2. 役員の積極的な取り組み姿勢
3. 監事による法令遵守状況のチェック
4. コンプライアンス委員会を実施し、役職員に対するコンプライアンス意識の強化を図っています。
5. 各種コンプライアンス研修会を実施し、役職員に対するコンプライアンス意識の強化を図っています。
6. 全職員に対して、コンプライアンス・チェックシートを実施し、コンプライアンス違反の有無をチェックしています。

信用保証協会倫理憲章

信用保証協会は、国および地方公共団体の支援のもとに、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めることにより、中小企業と金融機関とを結ぶ「架け橋」として、中小企業の振興と地域経済に貢献します。

そのため、信用保証協会は、社会からの揺るぎない信頼の確立を得られるよう、高い自己規律に基づき更なる努力を続けてまいります。

信用保証協会の 公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い 信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの 厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

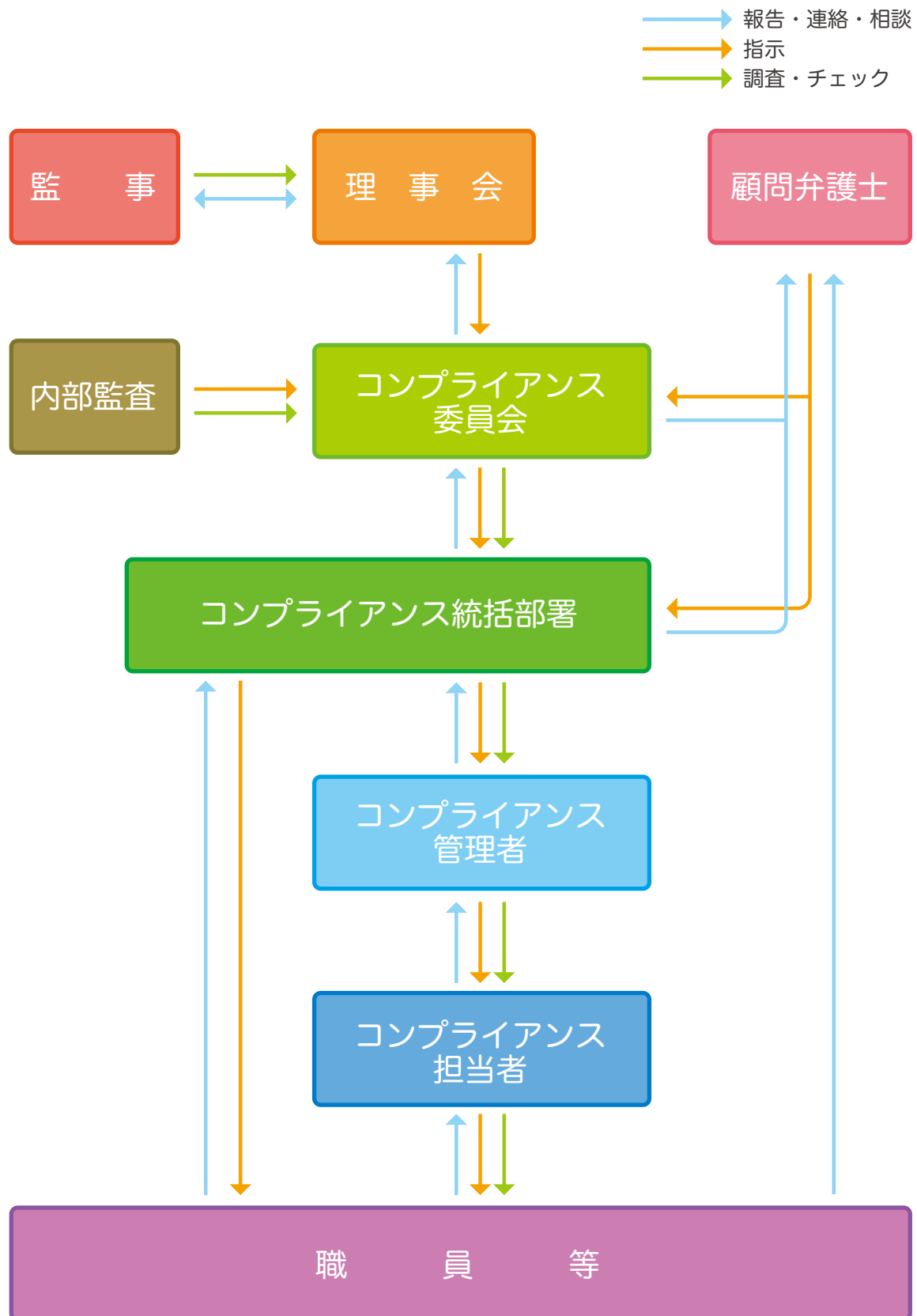
反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固対決します。

地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス組織体制図



個人情報保護宣言

宮崎県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日、法律第196号）に基づく法人であり中小企業等の皆様（以下、「お客様」といいます。）が金融機関から貸付等を受ける際に、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもってお客様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等させていただくことになりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会のホームページ（または備え付けのパンフレット）「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記利用目的以外には利用いたしません。
- (3) 取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供、開示いたしません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には利用いたしません。

3 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4 個人情報保護の維持・管理

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため、契約の締結、実施状況の点検を行います。

6 個人データの開示・利用目的の通知

- (1) 法令等定める場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) 請求の方法は当協会窓口を設置しております「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参（または郵送）ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

7 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記窓口にご相談ください。調査確認のうえ、法令等に定める場合を除き、訂正又は削除いたします。
- (2) お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- (3) お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者へ提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (4) 6、7の具体的な手続きにつきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の「8. (3) 開示等の請求等に応じる手続き等に関する事項」をご覧ください。

8 質問・苦情について

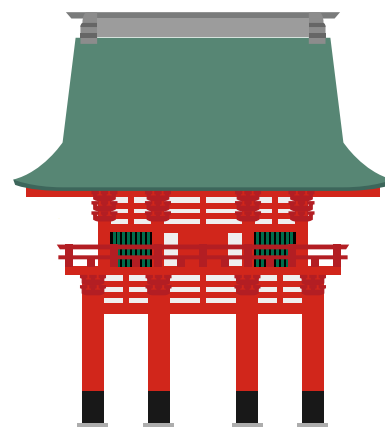
当協会は、お客さまからの個人情報に関する苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

お問い合わせ

住 所 宮崎市宮田町2番23号
 電話番号 0985-24-8251
 部署名 総務部 総務課



鵜戸神宮

ご利用いただけるお客様

(1) 企業規模要件

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製 造 業 等（建設業、運送業、不動産業を含む）	3 億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く	3 億円以下	900人以下
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
小 売 業・飲 食 業	5 千万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5 千万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下	300人以下
旅 館 業	5 千万円以下	200人以下
医療を主たる事業とする法人	—	300人以下

（注1）組合は、当該組合が保証対象事業を営むもの、または、その構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいれば対象となります。

（注2）特定非営利活動法人（NPO法人）は、常時使用する従業員数が該当することが必要です。

(2) 対象業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどがご利用になれます。

ただし、農業・林業・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法において対象となっていない業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けることが必要となります。

(3) 区域要件

●個人の場合 住居または事業所のいずれかが「宮崎県内」にある企業

●法人の場合 本店または事業所のいずれかが「宮崎県内」にある企業

※ただし、保証制度要綱で別に定めがある場合はその定めによります。

原則として保証を受けられない方

- ・信用保証協会（他の信用保証協会を含む）に求償債務が残っている主債務者・連帯保証人（ただし、事業再生保証、求償権消滅保証の対象となる中小企業者等を除く）
- ・信用保証協会の保証付融資について延滞等の債務不履行がある方（ただし、再生計画に基づき、支援対象となる中小企業者等を除く）
- ・銀行取引停止処分中の方
- ・提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・金融斡旋屋等の第三者または暴力団関係者が介在する場合
- ・反社会的勢力等と当協会が判断した場合

※信用保証のご利用にあたっては、金融機関ならびに当協会の審査があり、ご希望に沿えない場合がございますので、ご了承ください。

保証の内容

(1) 保証限度額

個人・法人・医療法人	組 合
2億8,000万円 (無担保保証8,000万円含む)	4億8,000万円 (無担保保証8,000万円含む)

※ 上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。尚、無担保保証の限度額には、無担保無保証人の限度額2,000万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。(従業員数、居住要件、納税要件等)

※ 国の施策による特別の資金を対象とした保証（特別保証）で、上記の保証とは別に制度毎に限度額が定められています。

(2) 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます。

運 転 資 金 原材料の仕入れ、買掛金の決済、人件費等、事業運営に必要な資金

設 備 資 金 機械の購入、店舗の改装、修理等、事業運営に必要な資金

※ 対象外資金 …… 生活資金、住宅資金、投機資金、借入金返済資金等
(ただし、保証協会が特に認めた場合を除く)

(3) 連帯保証人

法人の場合 原則として代表者以外の連帯保証人は不要とします。

個人の場合 原則として連帯保証人は不要とします。

尚、制度要綱で別に定めがある場合はその定めによります。

また、実質的な経営者、営業許可名義人、事業承継予定者、同一事業に従事している配偶者の方に連帯保証人になっていただく場合があります。

(4) 担 保

必要に応じて、担保を提供していただきます。担保物件は、原則として不動産、有価証券及び流動資産などです。

(5) 各種保証制度

各種の保証制度については、保証協会窓口にて備え付けの「信用保証のご案内」に掲載しておりますのでご確認ください。当協会のホームページにも掲載しております。

責任共有制度について

保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業の皆さまに対する融資・経営支援など、より一層適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日に責任共有制度が導入されました。

責任共有制度とは

従来、原則100%保証（全部保証）であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があります。金融機関が2つのうちからいずれかを選択して採用することとなっています。

金融機関の負担割合

金融機関の責任負担割合は2割、信用保証協会の責任負担割合は8割となります。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

負担金方式

◎ 保証時

保証部分 100%

◎ 代位弁済時

100%
保証協会からの代位弁済額

20%
負担金

残高の全額（100%）について保証協会が代位弁済しますが、事後的に約20%の負担金を保証協会に支払うこととなります。

部分保証方式

◎ 保証時

保証部分 80%

20%
非保証部分

◎ 代位弁済時

80%
保証協会からの代位弁済額

20%
プロパー分

残高の80%部分について保証協会が代位弁済しますが、残りの20%については金融機関の負担となります。

対象となる制度

原則としてすべての保証が対象となりますが、一部、対象から除外となる保証制度があります。

責任共有制度の対象外となる保証

- (1) 経営安定関連特例保険（セーフティネット）1号～4号、6号を付保する保証
 - (2) 災害関係特例保険を付保する保証
 - (3) 創業関連特例保険を付保する保証
 - (4) 危機関連特例保険を付保する保証
 - (5) 東日本大震災復興緊急特例保険を付保する保証
 - (6) 特別小口保険を付保する保証
 - (7) 事業再生保険を付保する保証
- 以上（1）～（7）は信用保険の種別による対象除外
- (8) 小口零細企業保証制度（国の全国統一小口保証制度）及び同制度を準用した地方自治体の制度
 - (9) 求償権消滅保証
 - (10) 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
- 以上（8）～（10）は信用保証制度による対象除外

信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会と中小企業者との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。この信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

信用保証料は、金融機関から融資を受ける際、金融機関を通じてお支払いいただきます。信用保証料率は、中小企業者の経営状況を踏まえた料率体系とし、基本となる保証料率を0.5%～2.2%の範囲で9区分に細分化しております。

尚、信用保証料以外の手数料（調査料、相談料、斡旋料）等は一切いただいておりません。

信用保証料率

基本となる保証料率は、財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル（CRDモデル）により算定した下記の区分により定め、責任共有制度の対象保証には「責任共有保証料率」、対象外保証には「責任共有外保証料率」が適用されます。

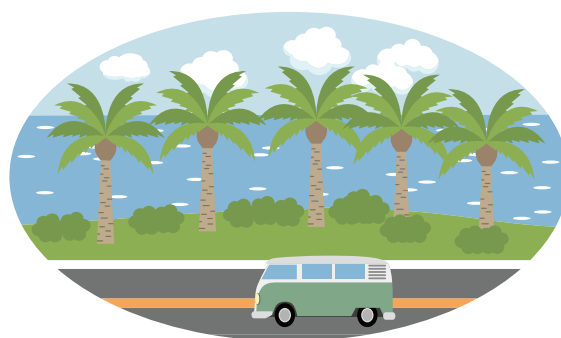
【リスク考慮型基準料率表】

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
（特殊保証）	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%
責任共有外保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
（特殊保証）	1.87%	1.70%	1.53%	1.36%	1.15%	0.94%	0.77%	0.60%	0.43%

※ 特殊保証は、極度保証（手形割引根保証）、当座貸越根保証及び事業者カードローンに適用します。

※ CRDとは … 経済産業省の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された「中小企業信用リスク情報データベース（credit risk database）」の略称で、信用保証協会や金融機関から中小企業の財務データを収集し、これをデータベース化したものです。現在は非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。

※ 経営状況により保証料率が上がる場合、下がる場合があります。また、最終的な保証料率は、財務内容以外の要因も加味して決定しております。



日南海岸

信用保証料に関するQ & A

Q 1. 信用保証料率はどのようにして決まりますか？

A. 信用保証料率は、中小企業者の皆様の確定決算内容を評価し、9段階に区分された料率区分を判定し、ご利用いただく保証制度で定められている料率区分ごとの信用保証料率を適用いたします。

なお、経営安定関連保証や流動資産担保融資保証など特別な保証制度では、政策的な配慮により一律の保証料率が適用されます。

Q 2. 信用保証料はいつ支払うのですか？

A. 信用保証料は、原則として融資実行時に貸付金融機関を通じて一括納付していただきます。ただし、保証期間が2年を超える場合で分割での納付を希望される場合、分割納付も可能としています。分割で納付される場合の2年度目以降の納付時期は、融資実行日の応答日となります。

Q 3. 信用保証料はどのように計算していますか？

A. 信用保証料は、貸付金額、信用保証料率、保証期間によって算出されます。

【計算例】

○ 一括返済の場合（貸付金額500万円、信用保証料率1.15%）

信用保証料＝500万円×1.15%×保証期間（日数）（※1）÷365

○ 分割返済の場合（貸付金額500万円、信用保証料率1.15%）

信用保証料＝500万円×1.15%×回数別係数（※2）×保証期間（日数）÷365

※1 保証期間は、貸付実行予定日の翌日から、保証期限日までの総日数となります。

※2 回数別係数は、分割で弁済される場合の返済方法、返済回数により定めた信用保証料を割り引くための掛け目となります。

Q 4. 信用保証料率に割引制度はありますか？

A. 信用保証料率には、2つの割引制度があります。

【有担保割引】

信用保証に際し、物的担保の提供がある場合、0.1%割引となる場合があります。

【会計参与設置会社に対する割引】※個人事業者、組合、医療法人等は対象となりません。

会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類を提出いただいた場合、0.1%割引を行います。

Q 5. 条件変更をした場合、信用保証料はどうなりますか？

A. 保証金額・返済方法・保証期限の変更を行った場合は、信用保証料の再計算を行います。

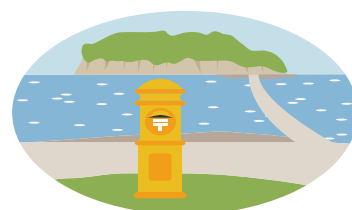
変更決定日時点において、変更前の未経過分と変更後保証料の差額について徴求または返戻をさせていただきます。

Q 6. 信用保証料は戻ってきますか？

A. 保証期限前に保証付融資が完済された場合、当協会の規定により信用保証料の一部を返戻できる場合があります。

金融機関からの完済報告に基づき返戻できる信用保証料が算出された場合、中小企業者宛に「保証料返戻口座確認書」をお送りします。振込口座等必要事項をご記入の上ご返送いただいたものについて、毎月20日頃に送金手数料を差し引き、ご指定口座に送金いたします。なお、振込口座名義は中小企業者ご本人名義に限らせていただいております。

MEMO



青島 幸せの黄色いポスト

信用保証制度の種類

●協会制度●

制 度 名	資金使途	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率
一 般 保 証	運転・設備	個人・法人 2 億円	原則20年以内	金融機関所定	0.45%～1.90%
事業者カードローン	運転・設備	100万円以上2,000万円	1年又は2年	金融機関所定	0.39%～1.62%
当座貸越根保証	運転・設備	100万円以上2億8,000万円	1年又は2年	金融機関所定	0.39%～1.62%
流動資産担保融資保証	運転・設備	2 億円	根保証1年間 個別保証1年以内	金融機関所定	0.68%
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	運転・設備	個人・法人 2 億8,000万円	10年以内	金融機関所定	(1～4、6号) 0.80% (5、7、8号) 0.70%
伴走支援型特別保証	運転・設備	個人・法人 6,000万円	10年以内	金融機関所定	0.02%～1.15%
事業再生計画実施関連保証	運転・設備	個人・法人 2 億8,000万円	15年以内	金融機関所定	0.80%～1.20%

●宮崎県中小企業融資保証制度●

制 度 名	資金使途	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率
創 業・ 新分野進出 支援貸付	創 業・ 新 分 野	運転 1 億円 設備 1 億円	運転 7 年以内 設備 10年以内	0.80%～1.50%	0.40%～1.35%
	女性・若者・シニア UIJターン・地域応援	2,000万円			0.40%～1.20%
	少 額	500万円	5 年以内	金融機関所定	0.35%～1.00%
経 営 安 定 貸 付	運転・設備	5,000万円	運転 7 年以内 設備 10年以内	0.90%～2.00%	0.45%～1.65%
事業承継・ 経営支援・ 災害対策 貸付	借 換	5,000万円	10年以内	経営安定貸付の 融資利率以内	0.45%～1.65%
	経 営 支 援	1 億円	15年以内	0.80%～1.50%	0.00%
	伴 走 支 援 型	6,000万円	10年以内	金融機関所定 (1.90%以下)	0.00%～0.95%
	売 上 減 少	運転3,000万円 設備5,000万円	運転 7 年以内 設備 10年以内	0.80%～1.50%	0.40%～1.50%
	災 害 対 策				
	災 害 特 例				
	B C P				
農 業 ビジネス進出支援貸付	運転・設備	5,000万円	運転 7 年以内 設備 10年以内	0.80%	0.60%

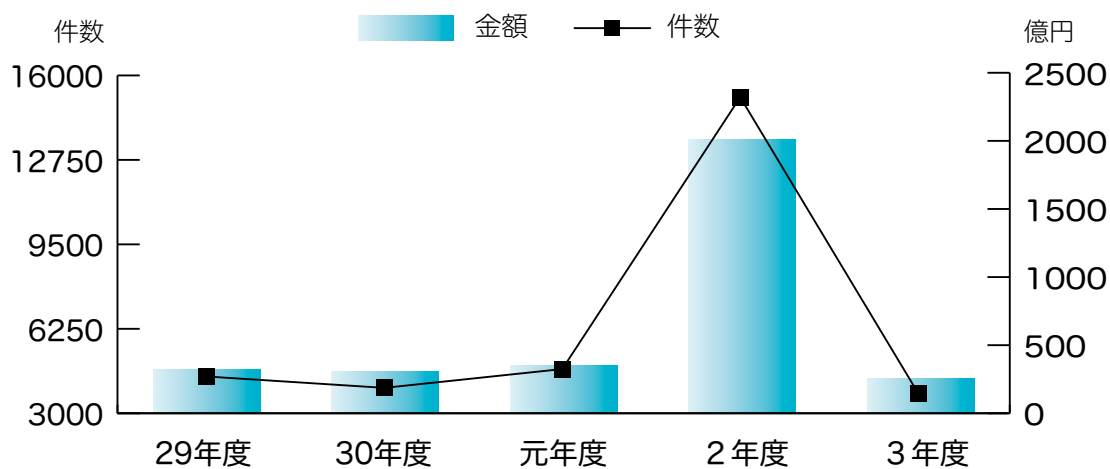
●市・町制度●

制 度 名			資金使途	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率
宮崎市	中小企業融資	一 般 資 金	運転・設備	1,000万円	7 年以内	1.95%	0.00%～0.65%
		緊急経営支援資金		500万円		1.55%	
	短 期 資 金		運転	300万円	1 年以内		
	創 業 支 援 資 金 融 資		運転・設備	1,500万円	10年以内	1.60%	
都城市	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	1,000万円	7 年以内	1.80%	0.00%～0.65%
	小 口 零 細 企 業 融 資					1.60%	0.00%～0.85%
延岡市	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	1,000万円	7 年以内	1.80%	0.00%～0.65%
	小 規 模 企 業 特 別 融 資					1.60%	0.00%～0.85%
日南市	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	1,000万円	7 年以内	1.80%	0.00%（市補助）
	小 口 零 細 企 業 特 別 融 資					1.60%	
西都市	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	1,000万円	運転 7 年以内 設備 10年以内	1.80%	
	小 規 模 事 業 者 特 別 融 資					1.60%	
日向市	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	1,000万円	10年以内	1.80%	
	小 規 模 企 業 特 別 融 資					1.60%	
串間市	小 規 模 事 業 者 融 資		運転・設備	1,000万円	7 年以内	1.80%	
	小 口 零 細 企 業 融 資					1.60%	
小林市	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	1,000万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	1.80%	
	小 口 零 細 企 業 特 別 融 資					1.60%	
えびの市	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	500万円	6 年以内	1.80%	
	小 口 零 細 企 業 融 資					1.60%	
三股町	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	500万円	7 年以内	1.80%	0.00%（町補助）
	小 規 模 企 業 特 別 融 資					1.60%	
高原町	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	1.80%	
	小 規 模 企 業 融 資					1.60%	
国富町	小 規 模 事 業 者 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 7 年以内 設備 10年以内	1.80%	
	小 規 模 事 業 者 小 口 融 資					1.60%	
綾町	中 小 企 業 者 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	1.80%	
	小 規 模 事 業 者 特 別 融 資					1.60%	
高鍋町	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	1.80%	
	小 口 零 細 企 業 融 資					1.60%	
新富町	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	1.80%	
	小 規 模 企 業 特 別 融 資					1.60%	
木城町	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	1.80%	
	小 規 模 企 業 特 別 融 資					1.60%	
川南町	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	1.80%	
	小 口 零 細 企 業 融 資					1.60%	
都農町	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	1,000万円	運転 7 年以内 設備 10年以内	1.80%	0.00%（町補助）
	小 口 零 細 企 業 融 資					1.60%	
門川町	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	500万円	7 年以内	1.80%	
	小 口 零 細 企 業 融 資					1.60%	
高千穂町	中 小 企 業 者 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 7 年以内 設備 7 年以内	1.90%	
	小 口 零 細 企 業 融 資					1.80%	
日之影町	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	1.90%	
	小 口 零 細 企 業 融 資					1.80%	
五ヶ瀬町	中 小 企 業 者 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	1.90%	
	小 口 零 細 企 業 融 資					1.80%	

◆この他にも多数の保証制度を取り扱っております。保証協会HP（<https://www.miyazaki-cgc.or.jp>）「保証制度」のページに各制度の詳細を掲載しておりますので、ご活用ください。

近年の業務実績（5ヵ年分）

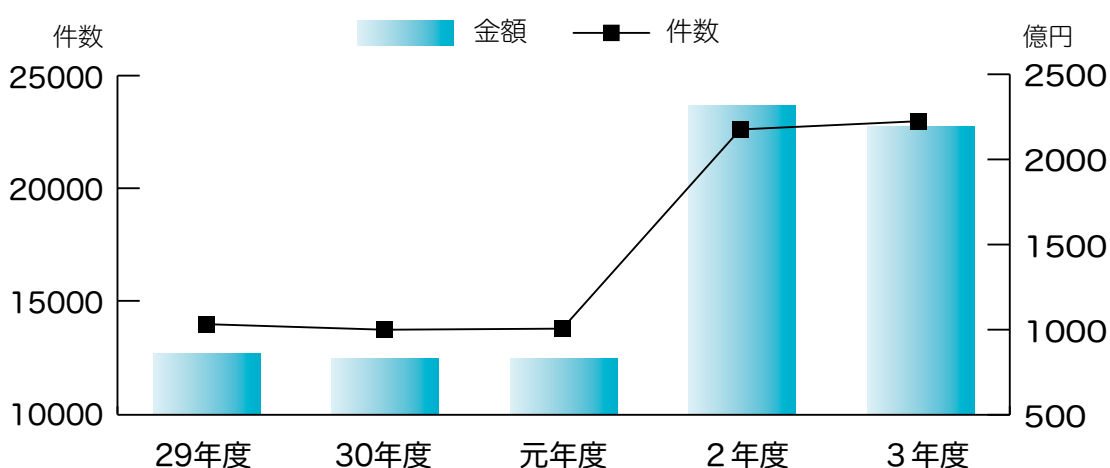
保証承諾



(単位：件、億円)

年 度	件 数	金 額	前年比
29	4,416	318	89.4%
30	3,978	308	97.1%
元	4,702	348	113.1%
2	15,162	2,007	575.8%
3	3,775	258	12.8%

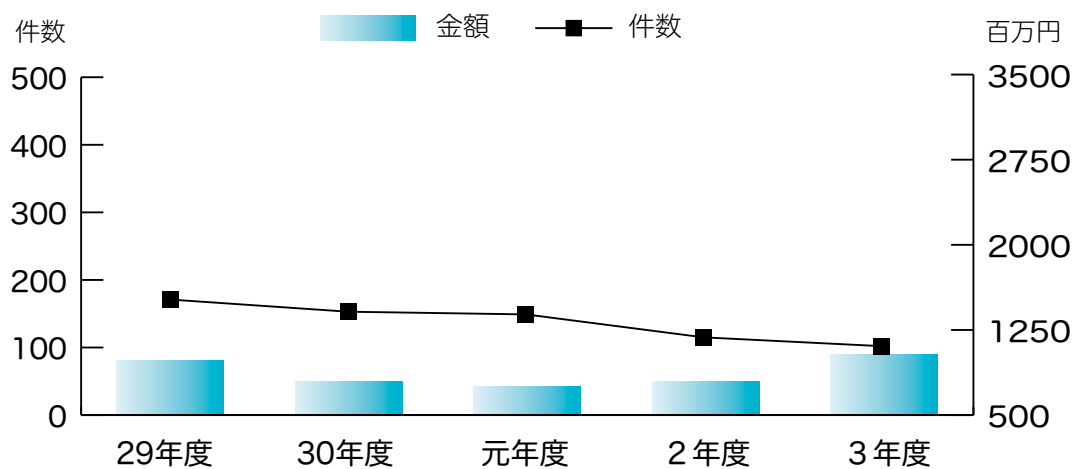
保証債務残高



(単位：件、億円)

年 度	件 数	金 額	前年比
29	13,965	861	93.0%
30	13,718	829	96.2%
元	13,766	833	100.6%
2	22,610	2,318	278.1%
3	22,976	2,193	94.6%

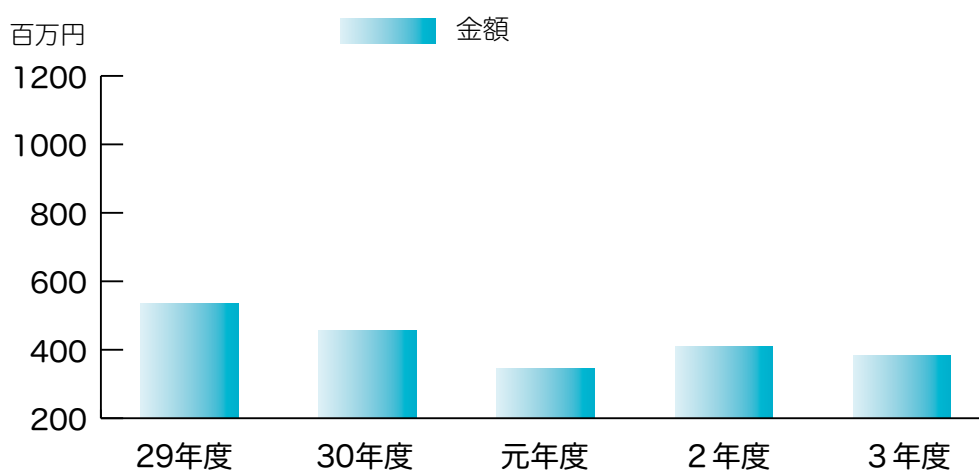
代位弁済（元利計）



(単位：件、百万円)

年 度	件 数	金 額	前年比
29	171	981	85.0%
30	153	793	80.8%
元	149	755	95.2%
2	115	797	105.6%
3	102	1,030	129.3%

求償権回収金

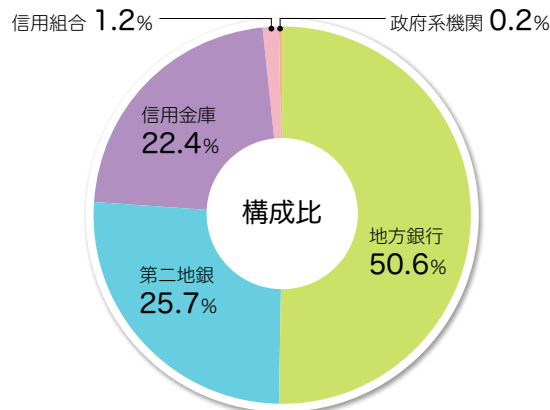


(単位：件、百万円)

年 度	金 額	前年比
29	536	88.2%
30	455	84.9%
元	345	75.8%
2	411	119.3%
3	389	94.7%

保証承諾統計（3カ年分）

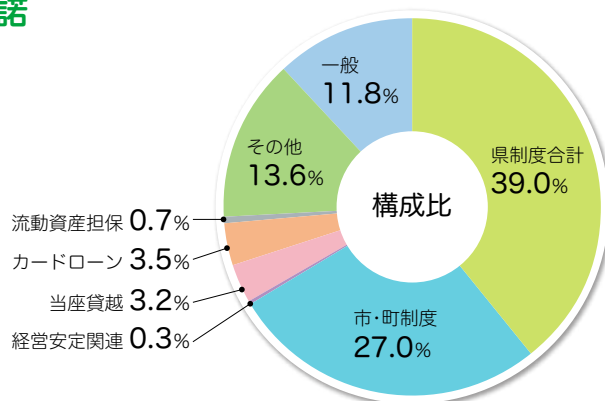
金融機関群別 保証承諾



区 分	元年度		2 年度		3 年度		(単位：百万円)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構成比	前年度比
都 市 銀 行	3	65	5	86	0	0	0.0%	0.0%
地 方 銀 行	1,860	17,557	8,738	138,289	1,477	13,031	50.6%	9.4%
第 二 地 銀	1,190	9,010	3,304	37,515	975	6,615	25.7%	17.6%
信 用 金 庫	1,574	7,667	3,032	24,028	1,269	5,783	22.4%	24.1%
信 用 組 合	62	422	77	666	49	300	1.2%	45.0%
政 府 系 機 関	13	128	6	67	5	48	0.2%	71.6%
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0.0%	—
合 計	4,702	34,849	15,162	200,651	3,775	25,777	100.0%	12.8%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

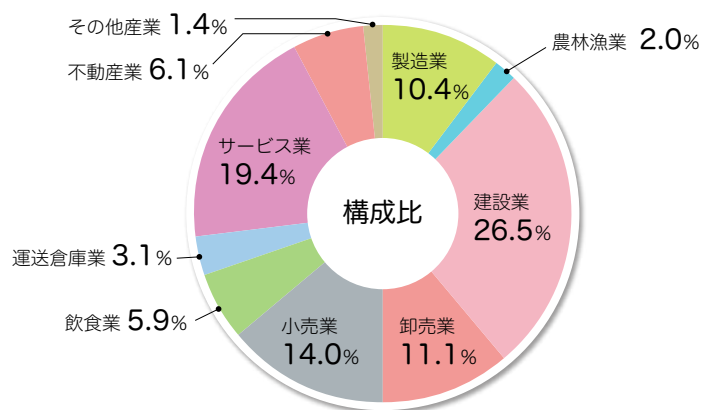
制度別保証承諾



区 分	元年度		2 年度		3 年度		(単位：百万円)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構成比	前年度比
創業・新分野進出資金	19	175	26	194	43	317	1.2%	163.4%
経営安定・事業再生資金	704	8,390	370	5,039	489	5,936	23.0%	117.8%
事業拡大資金	46	738	33	589	21	246	1.0%	41.8%
金融機関提案型資金	40	346	13	121	14	103	0.4%	85.1%
緊急経営対策資金	102	1,166	12,612	180,053	268	3,462	13.4%	1.9%
(県 制 度 合 計)	911	10,815	13,054	185,995	835	10,063	39.0%	5.4%
市・町制度	2,088	9,040	1,012	3,963	1,768	6,949	27.0%	175.3%
経営安定関連	4	54	3	23	11	84	0.3%	365.2%
根 本 保 証	0	0	0	0	0	0	—	—
当 座 貸 越	65	997	56	1,012	54	830	3.2%	82.0%
長 期 経 営	0	0	0	0	0	0	0.0%	—
カ ー ド ロ ー ン	194	1,036	180	995	182	896	3.5%	90.1%
特 定 社 債	0	0	0	0	0	0	0.0%	—
流 動 資 産 担 保	4	219	3	248	3	180	0.7%	72.6%
経 営 力 強 化 保 証	0	0	0	0	0	0	0.0%	—
伴走支援型特別保証	-	-	-	-	30	239	—	—
そ の 他	1,102	5,604	669	3,834	694	3,497	13.6%	91.2%
一 般	334	7,084	185	4,582	198	3,040	11.8%	66.3%
合 計	4,702	34,849	15,162	200,651	3,775	25,777	100.0%	12.8%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

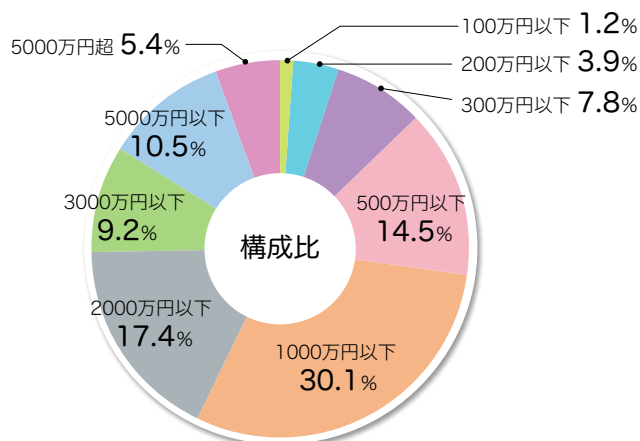
業種別保証承諾



区 分	元年度		2 年度		3 年度		(単位：百万円)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構成比	前年度比
製 造 業	516	4,199	1,706	26,879	374	2,685	10.4%	10.0%
農 林 漁 業	92	768	229	3,685	71	504	2.0%	13.7%
鉱 業	3	90	14	365	1	5	0.0%	1.4%
建 設 業	1,345	9,504	3,357	46,294	1,071	6,820	26.5%	14.7%
卸 売 業	419	4,326	1,507	27,810	288	2,874	11.1%	10.3%
小 売 業	711	3,940	2,197	25,118	605	3,621	14.0%	14.4%
飲 食 業	405	2,064	1,926	13,505	294	1,516	5.9%	11.2%
運 送 倉 庫 業	112	1,345	382	8,359	86	810	3.1%	9.7%
サ ー ビ ス 業	823	5,449	3,148	40,153	758	5,009	19.4%	12.5%
不 動 産 業	207	2,424	547	7,123	177	1,562	6.1%	21.9%
そ の 他 産 業	69	740	149	1,361	50	371	1.4%	27.3%
合 計	4,702	34,849	15,162	200,651	3,775	25,777	100.0%	12.8%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

金額別保証承諾



平均保証金額

【元年度】 7,412千円

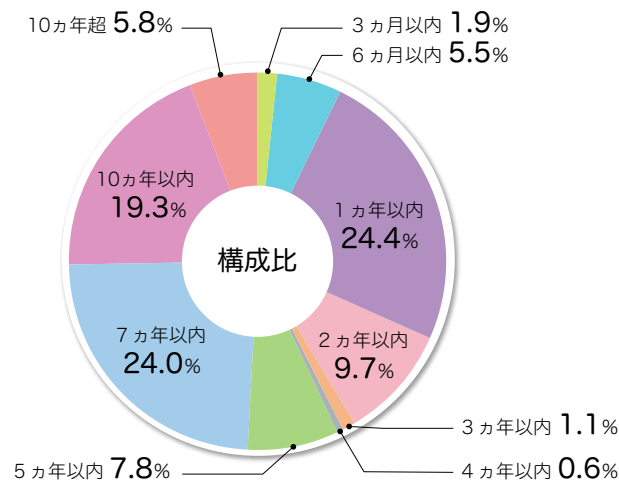
【2 年度】 13,234千円

【3 年度】 6,828千円

区 分	元年度		2 年度		3 年度		(単位：百万円)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構成比	前年度比
100万円以下	284	260	929	849	336	309	1.2%	36.4%
100万円超～200万円以下	634	1,128	1,539	2,773	560	1,001	3.9%	36.1%
200万円超～300万円以下	969	2,799	1,579	4,570	698	2,010	7.8%	44.0%
300万円超～500万円以下	1,022	4,582	2,074	9,552	832	3,742	14.5%	39.2%
500万円超～1,000万円以下	1,203	10,316	3,416	30,131	905	7,767	30.1%	25.8%
1,000万円超～2,000万円以下	320	5,193	2,754	48,776	272	4,483	17.4%	9.2%
2,000万円超～3,000万円以下	135	3,660	1,649	48,021	86	2,370	9.2%	4.9%
3,000万円超～5,000万円以下	106	4,571	1,064	45,918	64	2,696	10.5%	5.9%
5,000万円超	29	2,339	158	10,062	22	1,400	5.4%	13.9%
計	4,702	34,849	15,162	200,651	3,775	25,777	100.0%	12.8%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

期間別保証承諾

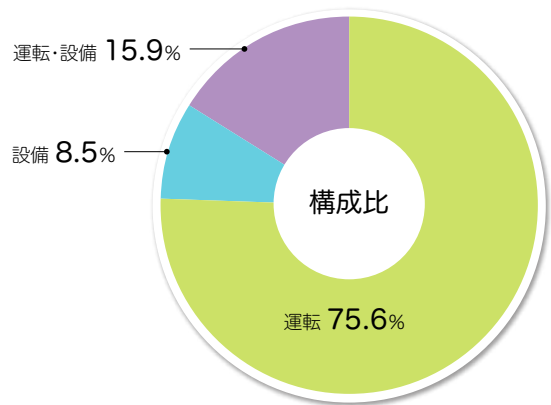


平均保証期間 【元年度】 52.7ヶ月 【2年度】 93.7ヶ月 【3年度】 58.7ヶ月

区 分	元年度		2年度		3年度		(単位：百万円)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構成比	前年度比
3ヵ月以内	105	796	49	363	81	496	1.9%	136.6%
3ヵ月超～6ヵ月以内	238	2,082	116	1,565	160	1,417	5.5%	90.5%
6ヵ月超～1ヵ年以内	916	8,868	711	7,376	625	6,280	24.4%	85.1%
1ヵ年超～2ヵ年以内	767	3,254	462	2,626	561	2,488	9.7%	94.7%
2ヵ年超～3ヵ年以内	109	234	635	7,682	100	271	1.1%	3.5%
3ヵ年超～4ヵ年以内	94	240	192	1,652	53	165	0.6%	10.0%
4ヵ年超～5ヵ年以内	652	3,045	1,615	18,382	500	2,022	7.8%	11.0%
5ヵ年超～7ヵ年以内	1,421	9,323	2,119	17,906	1,163	6,177	24.0%	34.5%
7ヵ年超～10ヵ年以内	291	3,809	9,164	140,085	463	4,973	19.3%	3.5%
10ヵ年超	109	3,198	99	3,013	69	1,488	5.8%	49.4%
計	4,702	34,849	15,162	200,651	3,775	25,777	100.0%	12.8%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

資金使途別保証承諾

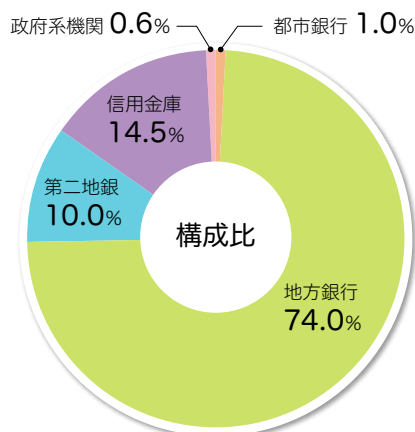


区 分	元年度		2年度		3年度		(単位：百万円)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構成比	前年度比
運 転	3,480	26,103	14,320	193,595	2,713	19,481	75.6%	10.1%
設 備	558	3,166	393	2,536	473	2,186	8.5%	86.2%
運 転 ・ 設 備	664	5,580	449	4,520	589	4,109	15.9%	90.9%
合 計	4,702	34,849	15,162	200,651	3,775	25,777	100.0%	12.8%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

代位弁済

金融機関別代位弁済



平均代位弁済額

【元年度】5,065千円 【2年度】6,931千円 【3年度】10,102千円

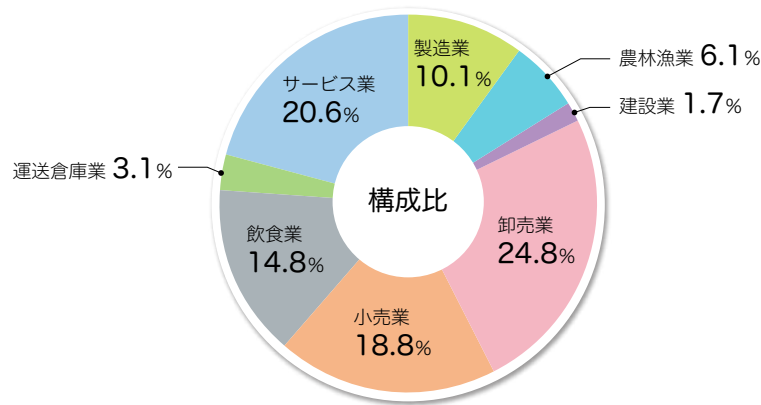
区 分	元年度		2年度		3年度		(単位：千円)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構成比	前年度比
都 市 銀 行	0	0	0	0	1	10,033	1.0%	-
地 方 銀 行	61	337,979	70	591,803	53	762,350	74.0%	128.8%
第 二 地 銀	41	253,047	27	136,402	22	102,608	10.0%	75.2%
信 用 金 庫	46	162,919	18	68,819	25	148,982	14.5%	216.5%
信 用 組 合	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
政 府 系 機 関	1	693	0	0	1	6,441	0.6%	-
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
合 計	149	754,637	115	797,024	102	1,030,414	100.0%	129.3%

※千円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。



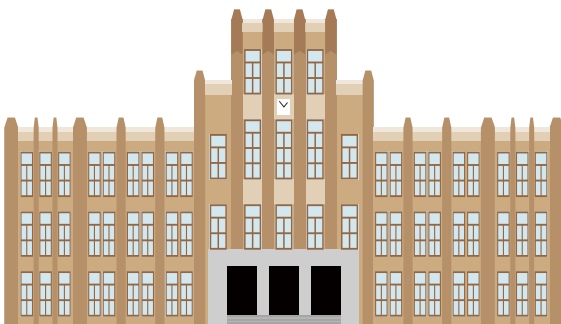
青島 鬼の洗濯板

業種別代位弁済



区 分	元年度		2 年度		3 年度		(単位：千円)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構成比	前年度比
製 造 業	9	64,220	19	180,005	9	104,096	10.1%	57.8%
農 林 漁 業	0	0	0	0	3	62,457	6.1%	-
鉱 業	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
建 設 業	39	286,653	24	179,913	8	17,948	1.7%	10.0%
卸 売 業	13	48,515	21	199,075	16	255,622	24.8%	128.4%
小 売 業	28	118,068	14	50,207	16	193,484	18.8%	385.4%
飲 食 業	19	41,418	18	102,068	20	152,861	14.8%	149.8%
運 送 倉 庫 業	5	46,560	1	1,172	2	31,598	3.1%	2696.1%
サ ー ビ ス 業	27	89,354	15	70,365	28	212,349	20.6%	301.8%
不 動 産 業	6	50,556	3	14,220	0	0	0.0%	0.0%
そ の 他 の 産 業	3	9,293	0	0	0	0	0.0%	-
合 計	149	754,637	115	797,024	102	1,030,414	100.0%	129.3%

※千円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。



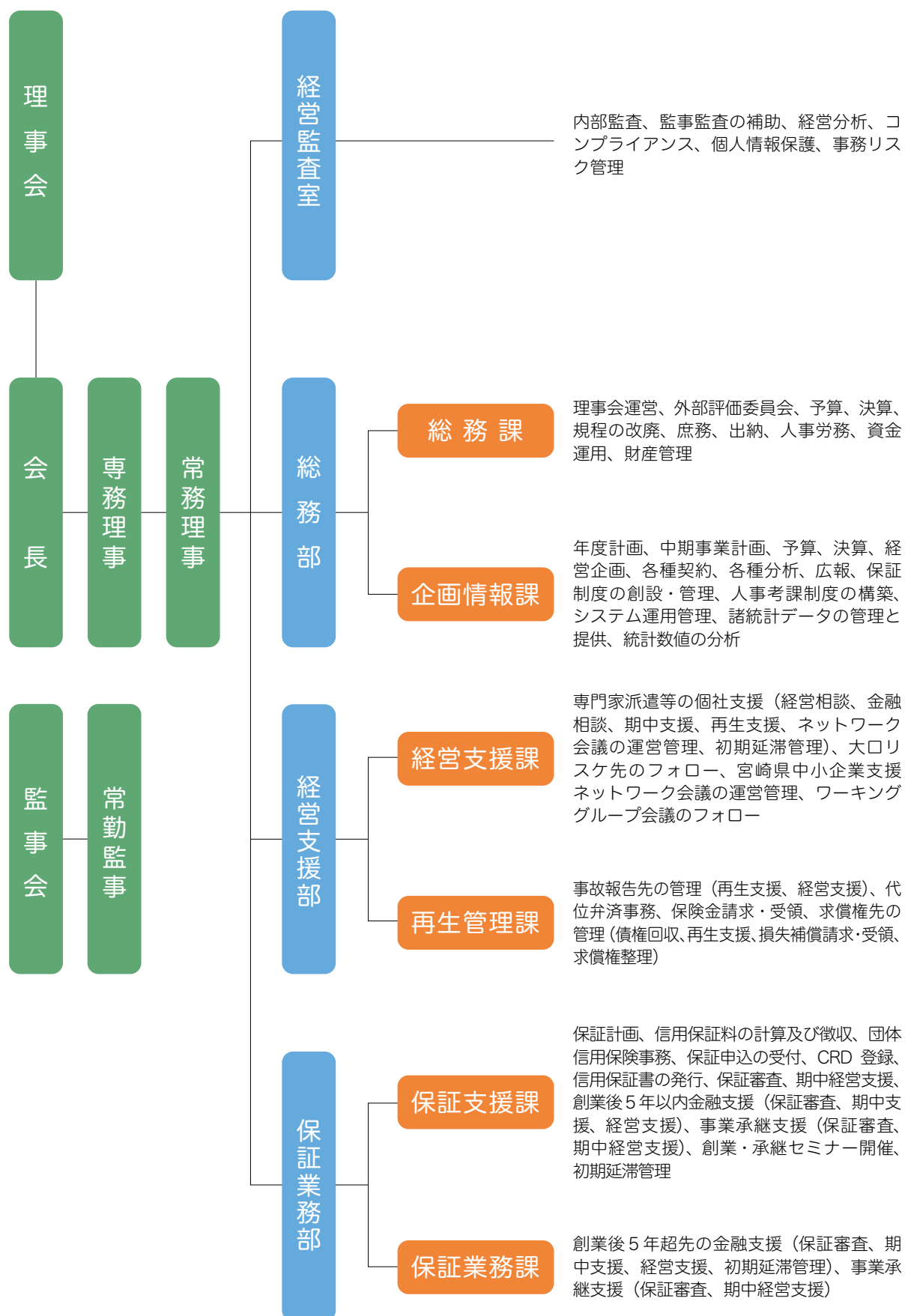
宮崎県庁

役員名簿

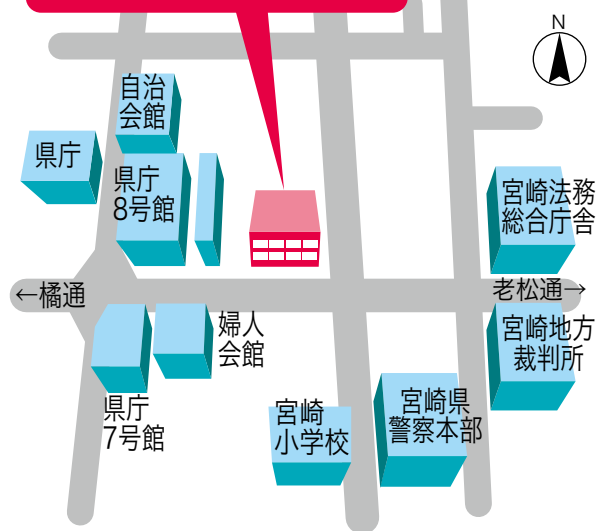
(令和4年6月1日現在)

役職名	氏名	備考
会長	武田 宗 仁	常 勤
専務理事	福 山 裕 茂	常 勤
常務理事	落 合 正 志	常 勤
理 事	横 山 浩 文	非常勤 宮崎県商工観光労働部長
理 事	清 山 知 憲	非常勤 宮崎市長（宮崎県市長会）
理 事	杉 田 浩 二	非常勤 株式会社宮崎銀行頭取
理 事	林 田 洋 二	非常勤 株式会社宮崎太陽銀行頭取
理 事	板 垣 衛	非常勤 宮崎県信用金庫協会会長
理 事	蓬 田 悠	非常勤 商工組合中央金庫宮崎支店長
理 事	米 良 充 典	非常勤 宮崎県商工会議所連合会会頭
理 事	淵 上 鉄 一	非常勤 宮崎県商工会連合会会長
理 事	堀之内 芳 久	非常勤 宮崎県中小企業団体中央会会長
監 事	水 谷 洋 三	常 勤
監 事	工 藤 経 芳	非常勤 公認会計士
監 事	河 野 正 和	非常勤 都農町長（宮崎県町村会）

組織機構図



宮城県信用保証協会



連絡先

〒880-0804 宮崎市宮田町 2 番 23 号

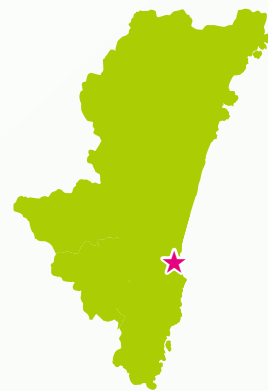
総務部	TEL.(0985)24-8251	FAX.(0985)32-2187
保証業務部	TEL.(0985)24-8253	FAX.(0985)24-8102
経営支援部 経営支援課	TEL.(0985)89-0022	FAX.(0985)22-4155
経営支援部 再生管理課	TEL.(0985)24-8252	FAX.(0985)22-4155

宮城県信用保証協会のホームページ

当協会のホームページには、信用保証に関する基本的なことや各種保証制度のご紹介など、保証に関する情報を幅広く掲載していますので、是非ご利用ください。

<https://www.miyazaki-cgc.or.jp>

Miyazaki
GuaranteeReport
2022



令和4年度 宮崎県信用保証協会の現況

－ ディスクロージャー誌 2022 －

令和4年8月発行

宮崎県信用保証協会 総務部 企画情報課

〒880-0804 宮崎市宮田町2番23号

TEL : 0985-24-8251 FAX : 0985-32-2187

<https://www.miyazaki-cgc.or.jp/>

